第２章　盛土等に関する工事の許可申請

第１節　許可申請の手続きの概要

１　許可申請が必要な盛土等に関する工事

【法】（宅地造成等に関する工事の許可）

第 12 条　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

２～４　略

【法】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

第 30 条　特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第 39 条まで及び第 55 条第１項第２号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

２～５　略

【法】（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　略

二　宅地造成　宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。

三　特定盛土等　宅地又は農地において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいう。

四　土石の堆積　宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

五～九　略

【政令】（宅地造成及び特定盛土等）

第３条　法第２条第２号及び第３号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一　盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが１メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二　切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが２メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三　盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが２メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前２号に該当する盛土又は切土を除く。）

四　第１号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが２メートルを超えるもの

五　前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの

【政令】（土石の堆積）
第４条　法第２条第４号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。
一　高さが２メートルを超える土石の堆積
二　前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 平方メートルを超えるもの
【政令】（許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模）
第 28 条　法第 30 条第１項の政令で定める規模の特定盛土等は、第 23 条各号に掲げるものとする。
２　法第 30 条第１項の政令で定める規模の土石の堆積は、第 25 条第２項各号に掲げるものとする。
【政令】（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）
第 23 条　法第 18 条第１項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。
一　盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが２メートルを超える崖を生ずることとなるもの
二　切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが５メートルを超える崖を生ずることとなるもの
三　盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが５メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前２号に該当する盛土又は切土を除く。）
四　第１号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが５メートルを超えるもの
五　前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 平方メートルを超えるもの
【政令】（定期の報告を要する宅地造成等の規模）
第 25 条
２　法第 19 条第１項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
一　高さが５メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が 1,500 平方メートルを超えるもの
二　前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が 3,000 平方メートルを超えるもの

【解説】

盛土規制法に基づく規制開始日以降に、宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内において行われる盛土等に関する工事で**表 2-1** に示す規模のものは、当該工事に着手する前に、市長の許可を受ける必要があります。ここで、盛土規制法第 12 条第１項でいう「宅地造成等」とは、宅地造成等工事規制区域内における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。

盛土等に関する工事を行うに当たって、許可申請又は届出をする必要があるかどうかは、「**第１章　盛土規制法の概要**」p.12「**図 1-5　許可申請及び届出手続きの要否判定フロー（宅地造成又は特定盛土等）**」及び p.13「**図 1-6　許可申請及び届出手続きの要否判定フロー（土石の堆積）**」により確認してください。

なお、特定盛土等規制区域内で行われる盛土等に関する工事について、**表 2-1** に示す規模未満の場合、許可申請をする必要はありませんが、届出の対象となる場合があります。詳細は、「**第３章　盛土等に関する工事の届出等**」を参照してください。

表 2-1　許可申請が必要な盛土等に関する工事の規模

行為	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	イメージ図
宅地造成又は特定盛土等	①　盛土で高さが１ｍ超の崖を生ずるもの	①　盛土で高さが２ｍ超の崖を生ずるもの	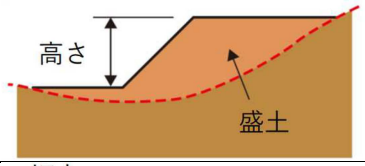
	②　切土で高さが２ｍ超の崖を生ずるもの	②　切土で高さが５ｍ超の崖を生ずるもの	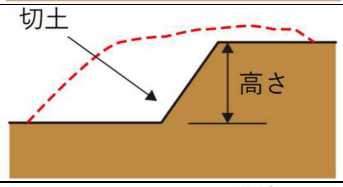
	③　盛土と切土を同時に行い、高さが２ｍ超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	③　盛土と切土を同時に行い、高さが５ｍ超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	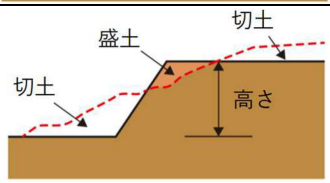
	④　盛土で高さが２ｍ超となるもの（①、③を除く）	④　盛土で高さが５ｍ超となるもの（①、③を除く）	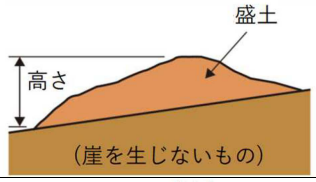
	⑤　盛土又は切土をする土地の面積が 500 ㎡超となるもの（①～④を除く）	⑤　盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 ㎡超となるもの（①～④を除く）	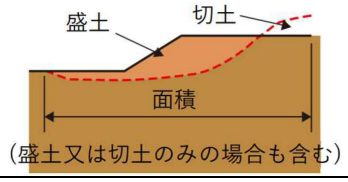
土石の堆積	⑥　最大時に堆積する高さが２ｍ超かつ面積が 300 ㎡超となるもの	⑥　最大時に堆積する高さが５ｍ超かつ面積が 1,500 ㎡超となるもの	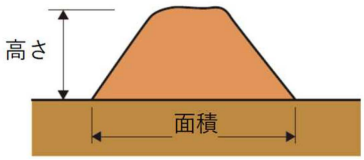
	⑦　最大時に堆積する面積が 500 ㎡超となるもの	⑦　最大時に堆積する面積が 3,000 ㎡超となるもの	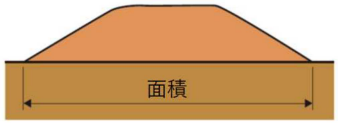

※　「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

2　許可申請の手続きの流れ

【解説】

許可申請が必要な盛土等に関する工事の手続きの流れについて、宅地造成又は特定盛土等に関する工事は**図 2-1** 及び**図 2-2**、土石の堆積に関する工事は**図 2-3** 及び**図 2-4** に示すとおりです。

許可申請の手続きは、許可権者との事前相談が必要なこと、周辺住民への事前周知や盛土等に関する工事を行おうとする土地所有者等の同意の取得が必要なこと、許可申請書類の修正・追加が生じる可能性があること、申請して許可となるまで審査に時間を要すること等を踏まえ、余裕をもって行うようにしてください。

図 2-1　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請から工事完了までの流れ（1/2）

段階	申　請　者	産業部 林政課	そ　の　他
工事施行中	【一定規模以上の工事で特定工程を含む場合】 中間検査申請書の提出 様式第十三　法第18条第1項〔第37条第1項〕	中間検査申請書の受理 中間検査の実施	
	中間検査合格証の受理	中間検査合格証の交付 様式第十四　法第18条第2項〔第37条第2項〕	
	【３ヶ月ごとに工事の進捗状況を報告】 定期報告書の提出 第１３号様式　法第19条第1項〔第38条第1項〕	定期報告書の受理	
	【工事を中止、廃止又は再開する場合】 中止等届出書の提出 第１１号様式　細則第13条	中止等届出書の受理	
工事完了	完了検査申請書の提出 様式第九　法第17条第1項〔法第36条第1項〕	完了検査申請書の受理 完了検査の実施	
	検査済証の受理	検査済証の交付 様式第十　法第17条第2項〔法第36条第2項〕	

図 2-2　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請から工事完了までの流れ（2/2）

図 2-3　土石の堆積に関する工事の手続きの流れ（1/2）

段階	申　請　者	産業部 林政課	そ　の　他
工事施行中	【３ヶ月ごとに工事の進捗状況を報告】 定期報告書の提出 第１４号様式　法第19条第1項〔第38条第1項〕 【工事を中止、廃止又は再開する場合】 中止等届出書の提出 第１１号様式　細則第13条	定期報告書の受理 中止等届出書の受理	
工事完了	確認申請書の提出 様式第十一　法第17条第4項〔法第36条第4項〕 確認済証の受理	確認申請書の受理 確認の実施 確認済証の交付 様式第十二　法第17条第5項〔法第36条第5項〕	

図 2-4　土石の堆積に関する工事の手続きの流れ（2/2）

3　事前相談

【解説】

盛土等に関する工事の許可申請に当たっては、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるかどうかについて、許可権者と事前相談を行う必要があります。

事業を計画している人は、事前相談票及び計画の具体的な内容が分かる図面等を用意し、盛土規制法に関する担当窓口（「**第１章　盛土規制法の概要**」p37「**表 1-10　担当窓口**」を参照）に連絡のうえ、事前相談を行ってください。

事前相談を行う中で、許可申請が必要となった場合には許可申請書類を整備し、申請できる状態となりましたら、担当窓口に書類を提出してください。

事前相談票の様式は、市ホームページで公表しています。

ＵＲＬ：https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/morido/moridotetuduki.html

4　許可申請等に係る標準処理期間

【解説】

標準処理期間とは、申請書類が担当窓口に到達してから当該申請に対する許可等の処分をするまでに通常要する期間で、申請書類を受理した日の翌日から起算して許可等の通知を行うまでの日数であり、具体的には**表 2-2** に示すとおりです。

なお、次に掲げる日数は、標準処理期間には算入していません。

① 甲府市の休日を定める条例（平成元年３月 24 日条例第 13 号）第１条第１項に規定する市の休日

② 申請書類の不備等の理由により補正を求めた場合における当該補正に要する日数
③ 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする日数
④ 審査のために必要な情報の提供を申請者に求めた場合における当該提供に要する日数
⑤ 関係法令との協議・調整の結果、関係法令の審査などに要する日数

表 2-2 盛土規制法に基づく許可申請等に係る標準処理期間

事務		根拠法令	標準処理期間
宅地造成又は特定盛土等	工事の許可	法第 12 条第 1 項 〔第 30 条第 1 項〕	30 日
	工事の変更の許可	法第 16 条第 1 項 〔第 35 条第 1 項〕	30 日
	工事の完了検査	法第 17 条第 1 項 〔第 36 条第 1 項〕	30 日
	工事の中間検査	法第 18 条第 1 項 〔第 37 条第 1 項〕	8 日
土石の堆積	工事の許可	法第 12 条第 1 項 〔第 30 条第 1 項〕	14 日
	工事の変更の許可	法第 16 条第 1 項 〔第 35 条第 1 項〕	14 日
	除却の確認	法第 17 条第 4 項 〔第 36 条第 4 項〕	20 日
法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付		省令第 88 条	20 日

5 許可申請等に係る申請手数料

【解説】

盛土等に関する工事の許可申請等に当たっては、甲府市手数料条例（平成 12 年 3 月 24 日条例第 9 号）第 2 条別表に規定する許可申請等手数料を納入通知書により納付する必要があります。

なお、既に納付した手数料につきましては、還付できませんのでご注意ください。

許可申請等に係る具体的な手数料は**表 2-3** から**表 2-5** に示すとおりであり、盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積区分に基づくものとします。

表 2-3　許可申請手数料

面積区分		手数料額（円）	
		宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積
	500 ㎡以内	15,000	10,000
500 ㎡超	1,000 ㎡以内	26,000	13,000
1,000 ㎡超	2,000 ㎡以内	37,000	15,000
2,000 ㎡超	3,000 ㎡以内	54,000	18,000
3,000 ㎡超	5,000 ㎡以内	62,000	26,000
5,000 ㎡超	10,000 ㎡以内	85,000	30,000
10,000 ㎡超	20,000 ㎡以内	130,000	36,000
20,000 ㎡超	40,000 ㎡以内	210,000	50,000
40,000 ㎡超	70,000 ㎡以内	330,000	68,000
70,000 ㎡超	100,000 ㎡以内	450,000	100,000
100,000 ㎡超		600,000	120,000

表 2-4　変更許可申請手数料

申請区分	手数料額
盛土等に関する工事の許可の変更の区分に応じ、次のアからウに定める金額の合計額※	
ア　工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）	盛土等をする土地（面積の縮小を伴う場合は縮小後の土地）の面積区分に応じ、許可申請手数料の 10 分の 1 の額
イ　許可区域への新たな編入	新たに編入された盛土等をする土地の面積区分に応じ、許可申請手数料の金額と同一の金額
ウ　その他の変更	10,000 円

※　合計額の上限は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合は 600,000 円、土石の堆積に関する工事の場合は 120,000 円とする。

表 2-5　中間検査申請手数料

面積区分		手数料額（円）
	500 ㎡以内	2,800
500 ㎡超	1,000 ㎡以内	2,800
1,000 ㎡超	2,000 ㎡以内	3,400
2,000 ㎡超	3,000 ㎡以内	3,900
3,000 ㎡超	5,000 ㎡以内	5,700
5,000 ㎡超	10,000 ㎡以内	5,700
10,000 ㎡超	20,000 ㎡以内	5,700
20,000 ㎡超	40,000 ㎡以内	11,000
40,000 ㎡超	70,000 ㎡以内	22,000
70,000 ㎡超	100,000 ㎡以内	39,000
100,000 ㎡超		57,000

6　許可申請書等の書類の提出部数

【細則】（委任）
第 18 条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

盛土等に関する工事の許可申請書をはじめとして、この章に記載している、許可を受けた後、工事完了までに行う各種手続きにおける書類の提出部数は**表2-6**に示すとおりです。

表 2-6　許可申請書等の提出部数※

区分	提出部数	備考
正本	1 部	
副本	1 部	
合計	2 部	

第２節　許可申請に必要な書類等

１　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書及び添付書類

【省令】（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

第７条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 12 条第１項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一　次の表に掲げる図面　略

二　鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

三　令第７条第２項第２号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

四　令第８条第１項第１号ロの崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

五　第１号の表に掲げる図面（令第 21 条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第 22 条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類

六　盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

七　許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第 16 条第３項第１号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

八　許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ　登記事項証明書

ロ　役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

九　別記様式第三の資金計画書

十　法第 12 条第２項第４号の全ての同意を得たことを証する書類

十一　法第 11 条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十二　前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

２　略

※特定盛土等規制区域については、第 63 条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事の許可の申請に添付する書類）

第４条　省令第７条第１項第 12 号及び省令第 63 条第１項第２号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行おうとする土地の公図の写し

二　宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行おうとする土地の求積平面図

三　排水施設の構造図

四　宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行おうとする土地の登記事項証明書

五　工事主が金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する

書類その他の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類

六　工事主が個人である場合にあっては、最近３年間の所得税の納税証明書

七　工事主が法人である場合にあっては、最近３年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書及び事業の経歴を記載した書類

八　工事主が法人である場合であって、発行済株式総数の 100 分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票又は個人番号カードの写し

九　工事主が法人である場合であって、発行済株式総数の 100 分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類

十　工事施行者の登記事項証明書、事業の経歴を記載した書類及び工事施行者が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の許可を受けていることを証する書類

十一　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の土石の数量を計算した書類

十二　排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書類

十三　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工程表

十四　工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状（第３号様式）

十五　その他市長が必要と認める書類

２　略

【解説】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請は、省令で規定する様式及び書類のほか、工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて市施行細則で規定する書類を添付する必要があります。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に係る様式及び添付書類は、**表 2-7** 及び**表 2-8** に示すとおりです。

表 2-7　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の種類	備考
1	様式第二	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	・省令第 7 条第 1 項〔第 63 条第 1 項〕
2	-	手数料	・**表 2-3** を参照
3	参考様式 1	設計者の資格に関する申告書	・省令第 7 条第 1 項第 5 号〔第 63 条第 1 項第 1 号〕 ・高さ 5 m超の擁壁の設置、面積 1,500 ㎡超の盛土又は切土における排水施設（政令第 21 条各号）を設置する場合に提出
4	（任意）	設計者の資格を証する書類	・設計者が資格（政令第 22 条各号）を有する者であることを証する書類
5	（任意）	土地付近状況写真	・省令第 7 条第 1 項第 6 号〔第 63 条第 1 項第 1 号〕 ・盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
6	参考様式 3	工事主の資力及び信用・工事施行者の能力に関する申告書	・省令第 7 条第 1 項第 7 号及び第 8 号〔第 63 条第 1 項第 1 号〕
7	（任意）	申請者の証明書類 【個人の場合】 ・氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の氏名及び住所を証する書類	・申請者本人又は法人の場合は役員の氏名及び住所を証する書類として、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものを提出
8	様式第三	資金計画書	・省令第 7 条第 1 項第 9 号〔第 63 条第 1 項第 1 号〕 ・工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書
9	（任意）	預金残高証明書	・細則第 4 条第 1 項第 5 号 ・資金計画書の根拠資料として提出
10	（任意）	資金借入又は融資証明書	・細則第 4 条第 1 項第 5 号 ・資金計画書の根拠資料として提出

No.	様式	書類の種類	備考
11	（任意）	【個人の場合】 所得税の納税証明書	・細則第４条第１項第６号 ・最近３年間のものを提出
12	（任意）	【法人の場合】 ・財務諸表 ・法人税の納税証明書	・細則第４条第１項第７号 ・最近３年間のものを提出 ・財務諸表は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を指す
13	（任意）	【法人の場合】 住民票又は個人番号カードの写し	・細則第４条第１項第８号 ・法人で発行済株式総数の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者がいる場合に提出
14	参考様式６	【法人の場合】 株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類	・細則第４条第１項第９号 ・法人で発行済株式総数の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者がいる場合に提出
15	参考様式４	宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書	
16	参考様式５	暴力団員等に該当しない旨の誓約書	
17	参考様式２	土地所有者等の同意	・省令第７条第１項第 10 号〔第 63 条第１項第１号〕 ・土地所有者等（法第 12 条第２項第４号〔第 30 条第２項第４号〕）の全ての同意を得たことを証する書類
18	（任意）	土地の登記事項証明書	・細則第４条第１項第４号 ・工事を行おうとする土地について申請日前３か月以内に取得したもの
19	（任意）	同意者の印鑑証明書	・同意をした日から３か月以内に取得したもの
20	参考様式７	周辺住民周知報告書	・省令第７条第１項第 11 号〔第 63 条第１項第１号〕

No.	様式	書類の種類	備考
21	（任意）	【説明会開催の場合】 ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（議事録又は議事要約、説明会に用いた資料等） 【書面配布の場合】 ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 【掲示及びインターネットによる場合】 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し（URL を含む）	・土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催等の工事内容の周知（法第 11 条〔第 29 条〕）を証する書類
22	参考様式 3	工事主の資力及び信用・工事施行者の能力に関する申告書	・細則第 4 条第 1 項第 10 号 ・工事主と工事施行者が異なる場合に提出
23	（任意）	【個人の場合】 ・氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ・登記事項証明書 ・建設業許可証明書	・工事施行者本人の氏名及び住所を証する書類として、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものを提出 ・申請日前 3 か月以内に取得したもの
24	（任意）	擁壁の構造計算書	・省令第 7 条第 1 項第 2 号〔第 63 条第 1 項第 1 号〕 ・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載
25	（任意）	大臣認定擁壁を証する書類	・大臣認定擁壁（政令第 17 条）を使用する場合に提出

No.	様式	書類の種類	備考
26	（任意）	盛土の安定計算書	・省令第 7 条第 1 項第 3 号〔第 63 条第 1 項第 1 号〕 ・渓流等において高さ 15m超の盛土をする（政令第 7 条第 2 項第 2 号）ときに、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載 ・大規模盛土造成地又は高さ 15m超の盛土をするときに、盛土全体の安定計算を記載
27	（任意）	崖面の安定計算書	・省令第 7 条第 1 項第 4 号〔第 63 条第 1 項第 1 号〕 ・崖面を擁壁で覆わないとき（政令第 8 条第 1 項第 1 号ロ）に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載
28	（任意）	土量計算書	・細則第 4 条第 1 項第 11 号 ・土地の平面図及び断面図との整合を図ること
29	（任意）	排水施設の流量計算書	・細則第 4 条第 1 項第 12 号
30	（任意）	工程表	・細則第 4 条第 1 項第 13 号 ・特定工程（p.101 参照）に係る工事がある場合はその施工時期を明示すること
31	第 3 号様式	工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状	・細則第 4 条第 1 項第 14 号
32	（任意）	他法令による許認可書等の写し	・宅地造成又は特定盛土等の実施に関して法令の許可等が必要な場合に提出 ①　許認可済みのものは許認可書の写し ②　申請中のものは申請書の写し（受付印のあるもの）
33	（任意）	河川管理者等の同意書等	・細則第 7 条第 3 項第 2 号 ・工事を行う土地の区域外に雨水等を放流する場合に、放流先の河川管理者等の同意書や協議記録を提出
34	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
35	-	その他必要と認める書類	・細則第 4 条第 1 項第 15 号

No.	様式	書類の種類	備考
36	-	図面	・省令第７条第１項第１号〔第 63 条第１項第１号〕 ・詳細は**表 2-8** を参照

表 2-8　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書の添付図面

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・省令第７条第１項第１号〔第 63 条第１項第１号〕
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・省令第７条第１項第１号〔第 63 条第１項第１号〕 ・等高線は、２ｍの標高差を示すものとすること。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・省令第７条第１項第１号〔第 63 条第１項第１号〕 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	・省令第７条第１項第１号〔第 63 条第１項第１号〕 ・高低差の著しい箇所について作成すること。

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
5	土地の公図の写し	方位、土地の境界線（赤線）、地番、地目、土地所有者名及び官有地の種別（河川は水色、道路は薄茶色）	公図のとおり	・細則第４条第１項第１号 ・法務局備付けのものの写しに、官有地は種別ごとに色分けをすること。 ・複数の公図にまたがる場合は、転写連続図を作成し、作成年月日及び作成者の氏名を記載すること。
6	土地の求積図	許可申請に関連のある土地全体の面積及び盛土又は切土をする土地の面積	（任意）	・細則第４条第１項第２号 ・許可申請に関連のある土地全体の面積及び盛土又は切土をする土地の面積について作成すること。
7	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法（のり）寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	・省令第７条第１項第１号〔第63条第１項第１号〕
8	排水施設の構造図	排水施設の断面、種類、材料、形状、寸法	1/50以上	・細則第４条第１項第３号 ・排水施設の平面図及び排水施設の流量計算書と整合を図ること。
9	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が２以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	・省令第７条第１項第１号〔第63条第１項第１号〕 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
10	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	・省令第７条第１項第１号〔第63条第１項第１号〕

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
11	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	・省令第7条第1項第1号〔第63条第1項第1号〕
12	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	・省令第7条第1項第1号〔第63条第1項第1号〕
13	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	・省令第7条第1項第1号〔第63条第1項第1号〕 ・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

2　土石の堆積に関する工事の許可申請書及び添付書類

【省令】（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

第7条　略

2　土石の堆積に関する工事について、法第 12 条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一　省令第52条第2項の表に掲げる図面

二　第32条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

三　第 34 条第1項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

四　土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

五　許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

六　許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ　登記事項証明書

ロ　役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

七　別記様式第五の資金計画書

八　法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類

九　法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十　前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

※特定盛土等規制区域については、第63条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事の許可の申請に添付する書類）

第４条　略

２　省令第７条第２項第 10 号及び省令第 63 条第２項第２号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　土石の堆積に関する工事を行おうとする土地の公図の写し

二　土石の堆積に関する工事を行おうとする土地の求積平面図

三　土石の堆積に関する工事を行おうとする土地の登記事項証明書

四　工事主が金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の土石の堆積に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類

五　工事主が個人である場合にあっては、最近３年間の所得税の納税証明書

六　工事主が法人である場合にあっては、最近３年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書及び事業の経歴を記載した書類

七　工事主が法人である場合であって、発行済株式総数の 100 分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票又は個人番号カードの写し

八　工事主が法人である場合であって、発行済株式総数の 100 分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類

九　工事施行者の登記事項証明書、事業の経歴を記載した書類及び工事施行者が建設業法第３条第１項の許可を受けていることを証する書類

十　土石の堆積に関する工事の土石の数量を計算した書類

十一　土石の堆積に関する工事の工程表

十二　その他市長が必要と認める書類

【解説】

土石の堆積に関する工事の許可申請に係る様式及び添付書類は、**表 2-9** 及び**表 2-10** に示すとおりです。

表 2-9　土石の堆積に関する工事の許可申請書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の種類	備考
1	様式第四	土石の堆積に関する工事の許可申請書	・省令第 7 条第 2 項〔第 63 条第 2 項〕
2	-	手数料	・詳細は**表 2-3** を参照
3	（任意）	土地付近状況写真	・省令第 7 条第 2 項第 4 号〔第 63 条第 2 項第 1 号〕 ・土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
4	参考様式 3	工事主の資力及び信用・工事施行者の能力に関する申告書	・省令第 7 条第 2 項第 5 号及び第 6 号〔第 63 条第 2 項第 1 号〕
5	（任意）	申請者の証明書類 【個人の場合】 ・氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の氏名及び住所を証する書類	・申請者本人又は法人の場合は役員の氏名及び住所を証する書類として、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものを提出
6	様式第五	資金計画書	・省令第 7 条第 2 項第 7 号〔第 63 条第 2 項第 1 号〕 ・工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書
7	（任意）	預金残高証明書	・細則第 4 条第 2 項第 4 号 ・資金計画書の根拠資料として提出
8	（任意）	資金借入又は融資証明書	・細則第 4 条第 2 項第 4 号 ・資金計画書の根拠資料として提出
9	（任意）	【個人の場合】 所得税の納税証明書	・細則第 4 条第 2 項第 5 号 ・最近 3 年間のものを提出
10	（任意）	【法人の場合】 ・財務諸表 ・法人税の納税証明書	・細則第 4 条第 2 項第 6 号 ・最近 3 年間のものを提出 ・財務諸表は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を指す

No.	様式	書類の種類	備考
11	（任意）	【法人の場合】 住民票又は個人番号カードの写し	・細則第４条第２項第７号 ・法人で発行済株式総数の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者がいる場合に提出
12	参考様式６	【法人の場合】 株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類	・細則第４条第２項第８号 ・法人で発行済株式総数の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者がいる場合に提出
13	参考様式４	宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書	
14	参考様式５	暴力団員等に該当しない旨の誓約書	
15	参考様式２	土地所有者等の同意	・省令第７条第２項第８号〔第 63 条第２項第１号〕 ・土地所有者等（法第 12 条第２項第４号〔第 30 条第２項第４号〕）の全ての同意を得たことを証する書類
16	（任意）	土地の登記事項証明書	・細則第４条第２項第３号 ・工事を行おうとする土地について申請日前３か月以内に取得したもの
17	（任意）	同意者の印鑑証明書	・同意をした日から３か月以内に取得したもの
18	参考様式７	周辺住民周知報告書	・省令第７条第２項第９号〔第 63 条第１項第１号〕

No.	様式	書類の種類	備考
19	（任意）	【説明会開催の場合】 ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（議事録又は議事要約、説明会に用いた資料等） 【書面配布の場合】 ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 【掲示及びインターネットによる場合】 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し（URL を含む）	・土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催等の工事内容の周知（法第 11 条〔第 29 条〕）を証する書類
20	参考様式 3	工事主の資力及び信用・工事施行者の能力に関する申告書	・細則第 4 条第 2 項 9 号 ・工事主と工事施行者が異なる場合に提出
21	（任意）	【個人の場合】 ・氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ・登記事項証明書 ・建設業許可証明書	・工事施行者本人の氏名及び住所を証する書類として、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものを提出 ・申請日前 3 か月以内に取得したもの
22	（任意）	堆積土石の崩壊を防止するための措置	・省令第 7 条第 2 項第 2 号〔第 63 条第 2 項第 1 号〕 ・土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が 10 分の 1 以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置（省令第 32 条）の内容が適切であることを証する書類

No.	様式	書類の種類	備考
23	（任意）	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	・省令第７条第２項第３号〔第 63 条第２項第１号〕 ・次の①か②のいずれかの措置（省令第 34 条）の内容が適切であることを証する書類 ①　堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等（土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。）を設置すること ②　次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置
24	（任意）	土量計算書	・細則第４条第２項第 10 号 ・土地の平面図及び断面図との整合を図ること
25	（任意）	工程表	・細則第４条第２項第 11 号
26	（任意）	他法令による許認可書等の写し	・土石の堆積の実施に関して法令の許可等が必要な場合に提出 ①　許認可済みのものは許認可書の写し ②　申請中のものは申請書の写し（受付印のあるもの）
27	（任意）	河川管理者等の同意書等	・細則第７条第３項第２号 ・工事を行う土地の区域外に雨水等を放流する場合に、放流先の河川管理者等の同意書や協議記録を提出
28	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
29	-	その他必要と認める書類	・細則第４条第２項第 12 号
30	-	図面	・省令第７条第２項第１号〔第 63 条第２項第１号〕 ・詳細は**表 2-10** を参照

表 2-10　土石の堆積に関する工事の許可申請書の添付図面（土石の堆積）

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・省令第 7 条第 2 項第 1 号 〔第 63 条第 2 項第 1 号〕
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・省令第 7 条第 2 項第 1 号 〔第 63 条第 2 項第 1 号〕 ・等高線は、２ｍの標高差を示すものとすること。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	・省令第 7 条第 2 項第 1 号 〔第 63 条第 2 項第 1 号〕 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	・省令第 7 条第 2 項第 1 号 〔第 63 条第 2 項第 1 号〕
5	土地の公図の写し	方位、土地の境界線（赤線）、地番、地目、土地所有者名及び官有地の種別（河川は水色、道路は薄茶色）	公図のとおり	・細則第 4 条第 2 項第 1 号 ・法務局備付けのものの写しに、官有地は種別ごとに色分けをすること。 ・複数の公図にまたがる場合は、転写連続図を作成し、作成年月日及び作成者の氏名を記載すること。
6	土地の求積図	許可申請に関連のある土地全体の面積及び土石の堆積を行う土地の面積	（任意）	・細則第 4 条第 2 項第 2 号 ・許可申請に関連のある土地全体の面積及び土石の堆積を行う土地の面積について作成すること。

3　許可申請書の記載要領

【解説】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書及び土石の堆積に関する工事の許可申請書の記載に当たっては、次の事項を確認してください。

①「工事施行者住所氏名」

・工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記入してください。

②「土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」

・申請地内の土地について、地番までその全てを記入してください。

・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までその全てを記入してください。（記入欄に記入できない場合は、別紙に記入してください。）

・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記入してください。

③「土地の面積」

・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土若しくは切土又は土石の堆積を行わない道路、法面等を含みます。

・申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記入してください。

④「盛土のタイプ」

・盛土のタイプは次の分類から選択してください。（複数選択可）

ア　平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

イ　腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

ウ　谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑤「土地の地形」

・「渓流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第 7 条第 2 項第 2 号、省令第 12 条）

ア　山間部における、河川の流水が継続して存する土地

イ　山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

ウ　ア及びイの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

・「渓流等」の範囲とは、渓床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25 メートル以内の範囲を指します。

⑥「工事の概要」

ア　盛土又は切土の高さ

・「**第１節　1　許可申請が必要な盛土等に関する工事**」の p.43「**表 2-1　許可申請が必要な盛土等に関する工事の規模**」の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大

高さを記入してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入してください。

イ　盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積

・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。

ウ　工程の概要

・工程表を添付してください。

⑦「土石の堆積に対する留意事項」

・特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的に記入してください。特定の工事に付随する場合には、その工事の期間についても記入してください。

・工程の概要として、年間の搬入・搬出量等を記入してください。

・工事の期間を５年以内としてください。

⑧「その他必要な事項」

・他法令による許認可の状況を全て記入してください。

・工事前後の土地利用について宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記入してください。また、工事完了後の土地利用については、建築物等の建築の有無等の具体的な内容まで記入してください。

・当該土地の権利を有するものが国又は地方公共団体等の公共機関の場合には、申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明を添付することで差し支えありません。ただし、許可に当たっては、当該公共機関と土地の貸付け等に係る契約締結等を行った後、速やかにそのことが分かる書類等の写しを提出する必要があります。

４　工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状の記載要領

【解説】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書には、「工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状」（第３号様式）を添付する必要があります。記載に当たっては、次の事項を確認してください。

①土石の採取場所及び搬入計画が見込みの場合

・許可申請時点で、採取場所及び搬入計画が確定している土石のみについて記入し、見込みのもの等については記入しないでください。

・許可申請時点で、土石の採取場所及び搬入計画が見込みの状態にあるものについては、別紙（様式は任意）により、採取場所及び予定量の見込みを記載するとともに、「見込んでいる土石を特定し、これを申請地に盛土しようとする際には、土石の採取場所及び土石の性状を示す資料を添付して変更届出書を提出し、このことについて確認を受けた上で盛土を行う」旨を記入してください。

②「採取場所」

・土石を採取する所在地を明記するとともに、建設工事等の名称があるものについてはその名称についても括弧書きで記入してください。

・盛土等の用に供する土地の区域で採取された土石（採取土石）による盛土等を行う場合は、「搬入計画」を「採取計画」に読み替えて記入してください。

③採取場所及び搬入計画を特定した土石について必要となる添付資料

・土石の採取場所及び搬入計画を特定した土石の盛土等の許可を申請する際には、土石についての根拠資料として次のものを添付してください。

(1)　土石発生元工事についての工事請負契約書等の写し

・発注者と工事請負者との間の契約書の写し等を添付してください。

(2)　残土発生土量の根拠

・工事設計書の写し等を添付してください。

(3)　建設工事発生土区分の根拠

・盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡以上の場合には、コーン指数及び土砂の性状観察等から建設工事発生土区分（**表2-11**参照）を決定した土質試験報告書を添付してください。なお、法第15条第１項又は第34条第１項による協議を行おうとする者については、この限りではありません。

表 2-11　建設発生土を利用する場合の区分及びその用途（発生土利用基準※）

区分	用途
第１種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるもの）	工作物の埋め戻し材料
	土木構造物の裏込材
	道路盛土材料
	宅地造成用材料
第２種建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの）	土木構造物の裏込材
	道路盛土材料
	河川築堤材料
	宅地造成用材料
第３種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの）	土木構造物の裏込材
	道路路体用盛土材料
	河川築堤材料
	宅地造成用材料
	水面埋立て用材料
第４種建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもの（第三種建設発生土を除く。））	水面埋立て用材料

※　発生土利用基準について（平成 18 年 8 月 10 日付け国官技第 112 号・国官総第 309 号・国営計第 59 号）

第３節　許可申請前における具体的な手続き

１　土地所有者等の同意

【法】（宅地造成等に関する工事の許可）
第 12 条　略
２　都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
一～三　略
四　当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第２条第１項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
３・４　略
※特定盛土等規制区域については、第 30 条で同様に規定

【解説】
盛土等に関する工事の許可申請を行うに当たっては、盛土等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借における権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていることが必要です。

(1)　使用及び収益を目的とする主な権利

使用及び収益を目的とする主な権利について、参考までに**表 2-12** に示しますが、これ以外にも同意を得る権利を有する者がいるかどうかを確認してください。

表 2-12　使用及び収益を目的とする主な権利（参考）

権利の名称	解説
所有権	物を全面的に支配する物権。法令の制限内で、目的物を自由に使用・収益・処分できる権利
地上権	他人の土地において、建物などの工作物又は竹木を所有するために、その土地を使用する物権
質権	債権者が債権の担保として債務者または第三者から受け取った物を債務が弁済されるまで留置して、債務者の弁済を間接的に促すとともに、弁済されない場合にはその物から優先弁済を受けることを内容とする担保物権
賃借権	賃貸借契約に基づき、賃借人が契約の目的物を使用・収益する権利
使用貸借による権利	当事者の一方が相手方からある物を無償で借りて使用・収益できる権利

(2)　土地所有者等の同意が必要な工事

土地所有者等の同意を得る必要のある工事は、盛土規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定に基づき許可を受ける必要のある工事で、盛土等に関する工事の規模にかかわらず、全ての工事が対象となります。

また、国又は都道府県等が行う盛土等に関する工事（盛土規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定に基づき、市長との協議が成立したことをもって、許可を受けたものとみなされる工事）についても、盛土等に関する工事の規模にかかわらず、全ての工事が対象となります。

(3)　土地所有者等の同意の取得を確認するために提出する書類

盛土等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について、使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を取得していることを確認します。具体的には、次の書類を提出してください。

① 土地の公図の写し
② 土地の登記事項証明書
③ 権利を有する者を記載した一覧表（権利関係者一覧表）
④ 各権利者の同意書（本人確認書類を添付）

所有権の登記がある土地については、当該所有権を有する者の同意書を提出してください。所有権の登記がない土地については、現に当該土地を所有している者の同意書を提出してください。

上記のうち、④各権利者の同意書には、次の事項を必ず記載してください。また、本人の同意であることを確認するため、同意者の印鑑証明書を添付してください。

① 所在地・地番
② 地目又は建物の用途
③ 地積又は延べ面積
④ 権利の種類
⑤ 同意年月日
⑥ 同意者の住所及び氏名

2　周辺住民への事前周知

【法】（住民への周知）

第 11 条　工事主は、次条第 1 項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 29 条で同様に規定

【省令】（住民への周知の方法）

第 6 条　法第 11 条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下この条及び次条第 1 項において「指定都市」という。）又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下この条及び次条第 1 項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第 1 号に掲げる方法により行うものとする。

一　宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。

二　宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。

三　宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

四　前 3 号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

※特定盛土等規制区域については、第 62 条で同様に規定

【解説】

盛土等に関する工事の許可申請を行うに当たっては、盛土等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対して、当該工事の内容を周知させるための措置を講ずる必要があります。

(1)　周辺住民への事前周知が必要な工事

周辺住民への事前周知をする必要のある工事は、盛土規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定に基づき許可を受ける必要のある工事で、盛土等に関する工事の規模にかかわらず、全ての工事が対象となります。

また、国又は都道府県等が行う盛土等に関する工事（盛土規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定に基づき、市長との協議が成立したことをもって、許可を受けたものとみなされる工事）についても、盛土等に関する工事の規模にかかわらず、全ての工事が対象となります。

(2)　周辺住民への事前周知を確認するために提出する書類

許可申請書に、事前周知を行った記録等を添付することで、事前周知を行っていることを確認します。

(3)　周知の方法

次のいずれかの方法により行うものとしますが、特に災害が生じた場合、被害が大きいと考えられる盛土等の規模※においては、説明会の開催を必須とします。

①　工事の内容についての説明会の開催

②　工事の内容を記載した書面の周辺住民への配布

③　工事の施行に係る土地又はその周辺での掲示及びウェブサイトへの掲載

※　渓流等において、高さが 15 メートルを超える盛土をする場合

(4)　周知する内容

周辺住民へ周知する工事の具体的な内容は、**表 2-13** に示すとおりです。

表 2-13　周知する工事の具体的な内容

区分	項目
共通事項	①　工事主の氏名又は名称 ②　工事が施行される土地の所在地 ③　工事施行者の氏名又は名称 ④　工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤　工事の目的 ⑥　排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画 ⑦　工事中の災害を防止するための方法 ⑧　工事施行者が工事に必要な資格を有していること ⑨　土石の性質の区分 ⑩　工事を行う日程及び時間帯 ⑪　現場管理者の氏名及び連絡先
宅地造成及び特定盛土等	⑫　盛土又は切土の高さ ⑬　盛土又は切土をする土地の面積 ⑭　盛土又は切土の土量
土石の堆積	⑮　土石の堆積の最大堆積高さ ⑯　土石の堆積を行う土地の面積 ⑰　土石の堆積の最大堆積土量

(5)　周知を行う範囲

周知を行う範囲は、盛土等の区分に応じて**表 2-14** 及び**図 2-5** に示す考え方を参考に設定することを基本としますが、具体的な範囲については、工事主が担当窓口に相談し、周知不足がないよう十分な範囲を設定する必要があります。

表 2-14　周知を行う範囲の目安

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲
①　平地盛土 ②　切土 ③　土石の堆積	○　盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さｈに対して水平距離２ｈ以内の範囲（※下図Ｌ１の範囲） ○　盛土等を行う土地の隣接地 ○　盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲 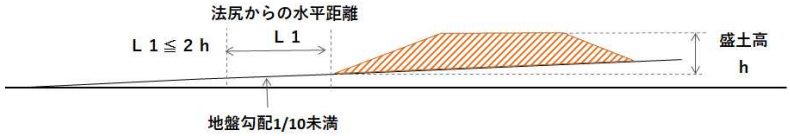

腹付け盛土	○　盛土ののり肩までの高さｈに対して盛土のり肩から下方の水平距離５ｈ以内の範囲（※下図Ｌ２の範囲） ○　盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離50ｍ～数百ｍ程度の範囲 ○　上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 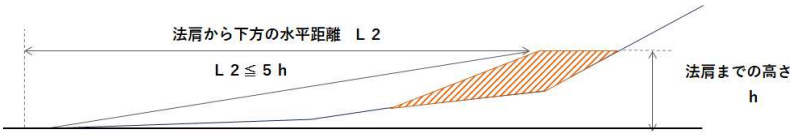
①　省令第６条第１項において住民への周知方法を規定する渓流等における高さ 15ｍを超える盛土 ②　渓流等における盛土（①を除く） ③　谷埋め盛土（①、②を除く） ④　腹付け盛土のうち、模式図２の範囲に渓流等の渓床が存在する場合（①、②を除く）	○　下流の渓床勾配が２度以上の範囲（※下図Ｌ３の範囲） ○　上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 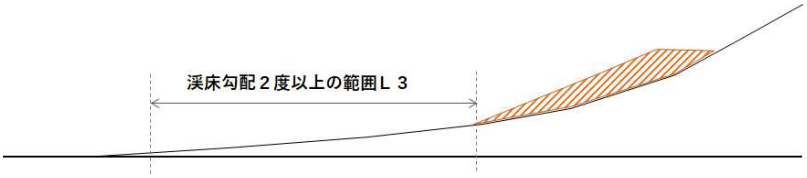

なお、**表 2-14** における各区分における平面的な範囲については、盛土等が土石流化することを想定し、法尻の端部から分散角 30 度を確保した範囲を目安とします。（各区分共通）

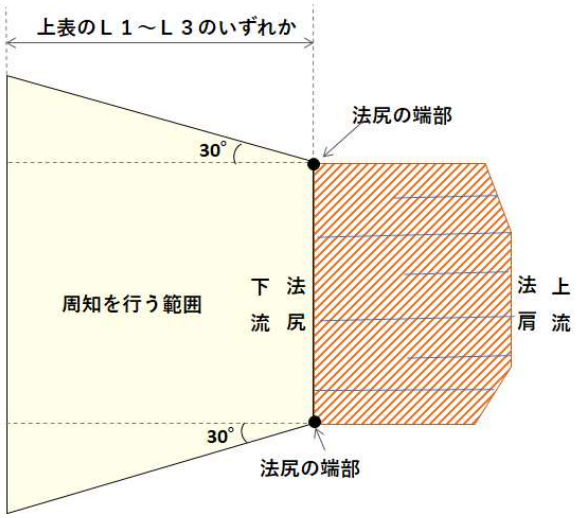

図 2-5　周知を行う平面的な範囲の目安

第４節　許可申請における具体的な手続き

１　技術的基準への適合

(1)　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の技術的基準

【法】（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第 13 条　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第１項ただし書に規定する工事を除く。第 21 条第１項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

２　略

※特定盛土等規制区域については、第 31 条で同様に規定

【解説】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行うに当たっては、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するため、政令で規定する技術的基準、国の技術的助言である「盛土等防災マニュアル」及び細則で規定する技術的基準に基づき、盛土や擁壁、排水施設の設置について必要な措置を講ずることが必要です。

これらの技術的基準は、「**技術的基準編**」としてとりまとめているため、別途参考にしてください。

・政令で規定する技術的基準（**表 2-15** 参照）
・盛土等防災マニュアル　https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf
・盛土等防災マニュアルの解説：盛土等防災研究会
・市施行細則で規定する技術的基準

表 2-15　政令で規定する技術的基準（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

政令	基準	
第７条	地盤について講ずる措置に関する技術的基準	
第８条第１項、第２項	擁壁の設置に関する技術的基準	設置が必要な崖面
第９条～第 13 条		擁壁の構造
第 17 条		特殊の材料又は構法による擁壁
第 14 条	崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準	
第 15 条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準	
第 16 条	排水施設の設置に関する技術的基準	
第 18 条	特定盛土等に関する工事の技術的基準	
第 20 条	規則への委任	

(2)　土石の堆積に関する工事の技術的基準

【解説】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事と同様に、土石の堆積に関する工事を行うに当たっては、土石の堆積を行ったことに起因する災害を防止するため、政令で規定する技術的基準及び盛土等防災マニュアルに基づき、必要な措置を講じることが必要です。

土石の堆積に関する工事の技術的基準は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事と同様に、「**技術的基準編**」を参考にしてください。

表 2-16　政令で規定する技術的基準（土石の堆積に関する工事）

政令	基準
第 19 条	土石の堆積に関する工事の技術的基準
第 20 条	規則への委任（甲府市は該当なし）

2　設計者の資格

【法】（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第 13 条　略

2　前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 31 条で同様に規定

【政令】（資格を有する者の設計によらなければならない措置）

第 21 条　法第 13 条第 2 項（法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　高さが 5 メートルを超える擁壁の設置

二　盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 平方メートルを超える土地における排水施設の設置

※特定盛土等規制区域については、第 31 条で同様に規定

【政令】（設計者の資格）

第 22 条　法第 13 条第 2 項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

一　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者であること。

二　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者であること。

三　前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者であること。

四　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者であること。

五　主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

※特定盛土等規制区域については、第 31 条で同様に規定

【省令】（設計者の資格）

第 35 条　令第 22 条第 5 号の規定により、主務大臣が同条第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

一　土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者

二　前号に掲げる者のほか主務大臣が令第 22 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【解説】

(1)　資格を有する者の設計対象工事

表 2-17 に示すとおり、一定規模以上の擁壁を設置する工事や一定規模以上の土地において排水施設を設置する工事は、後述する資格を有する者（以下「設計者」という。）による設計が必要となります。

表 2-17　資格を有する者の設計対象工事

根拠法令	資格を有する者の設計対象工事
法第 13 条第 2 項〔第 31 条第 2 項〕 政令第 21 条各号〔第 31 条第 1 項〕	①　高さ 5 m を超える擁壁を設置する工事 ②　盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 ㎡を超える土地において排水施設を設置する工事

(2)　設計者の資格

設計者による設計が必要な工事（**(1)　資格を有する者の設計対象工事**）において、必要な設計者の資格は**表 2-18** に示す①から⑧までのいずれかとなります。許可申請書には、設計者の資格に関する申告書（参考様式１）設計者の資格を証する書類を添付してください。

表 2-18　設計者の資格

根拠法令等	設計者の資格	設計者の資格を証する書類
法第 13 条第 2 項 〔第 31 条第 2 項〕 政令第 22 条各号 〔第 31 条第 2 項〕 省令第 35 条各号	①　大学（短期大学を除く。）の土木・建築課程を卒業後、土木・建築に関する 2 年以上の実務経験を有する者	・卒業証明書 ・実務経験証明書
	②　短期大学（3 年生）の土木・建築課程を卒業後、土木・建築に関する 3 年以上の実務経験を有する者	
	③　短期大学（②の者を除く。）、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、土木・建築に関する 4 年以上の実務経験を有する者	
	④　高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、土木・建築に関する 7 年以上の実務経験を有する者	
	⑤　土木・建築に関する 10 年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了したもの	・実務経験証明書 ・宅地造成技術講習会修了証書
	⑥　大学院等で土木・建築関係を 1 年以上専攻したのち、土木・建築に関する 1 年以上の実務経験を有する者	・在学証明書又は卒業証明書 ・実務経験証明書
	⑦　技術士※（建設部門、建設部門、農業部門、森林部門又は水産部門）	・技術士の資格証明書
	⑧　一級建築士	・一級建築士の資格証明書

※　農業部門は選択科目を「農業農村工学」とするもの、森林部門は選択科目を「森林土木」とするもの、水産部門は選択科目を「水産土木」とするものに限る。

3　工事主の資力及び信用

【法】（宅地造成等に関する工事の許可）

第 12 条　略

2　都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一　略

二　工事主に宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

三・四　略

3・4　略

※特定盛土等規制区域については、第 30 条で同様に規定

【解説】

盛土等に関する工事の許可申請に当たっては、工事主が当該工事を行うために必要な資力及び信用を有しているかどうか、工事主の資力及び信用・工事施行者の能力に関する申告書（参考様式３）及び**表 2-19** に示す書類をもとに確認します。

表 2-19　工事主の資力及び信用を確認するための書類

工事主が個人の場合	工事主が法人の場合
・資金計画書（省令別記様式第三） ・資産に関する調書 ・直前３年間の所得税の納付すべき額及び納税済額を証する書類（納税証明書） ・預金残高証明書 ・資金借入又は融資証明書 ・住民票又は個人番号カードの写し等（本人確認書類） ・誓約書（参考様式４及び５）	・資金計画書（省令別記様式第三） ・直前３年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（財務諸表） ・法人税の納付すべき額及び納税済額を証する書類（納税証明書） ・事業経歴書 ・預金残高証明書 ・資金借入又は融資証明書 ・登記事項証明書 ・役員の住民票又は個人番号カードの写し等（本人確認書類） ・誓約書（参考様式４及び５） （発行済株式総数の 100 分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者がある場合） ・住民票又個人番号カードの写し等（本人確認書類） ・株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類

(1)　資力の確認方法

次に示す内容や過去の事業実績等を踏まえ、工事主が工事を完成するために必要な資力を有しているかどうかを確認します。

- 資金計画書に記載の工事費等の支出が、自己資金、借入金及びその他の収入の合計を超えていないこと。また、処分収入等が過当に見積もられていないこと。
- 工事主が個人の場合は所得税、法人の場合は法人税について、滞納していないこと。
- その他、関係書類から総合的に判断して、資力を有していないと認められる事項がないこと。

(2) 信用の確認方法

工事主及び工事主の役員等※が工事を完成するために必要な信用を有しているかどうかを誓約書により確認します。誓約書（参考様式４及び５）は、次のいずれにも該当しないことを誓約する書類であり、虚偽の記載が判明した場合には、工事の許可を取り消す場合があります。

① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

② 盛土規制法又は同法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

③ 盛土規制法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取り消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知を受けた日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

④ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

⑤ 甲府市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等

※ 会社の役員、発行済み株式総数の 100 分の５以上の株式を有する株主及び出資の額の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者

4 工事施行者の能力

【法】（宅地造成等に関する工事の許可）

第 12 条 略

２ 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一・二 略

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

四 略

３・４ 略

※特定盛土等規制区域については、第 30 条で同様に規定

【解説】

盛土等に関する工事の許可申請に当たっては、工事施行者が当該工事を完成させるために必要な能力を有しているかどうか、工事主の資力及び信用・工事施行者の能力に関する申告書（参考様式３）及び**表 2-20** に示す書類をもとに確認します。

表 2-20　工事施行者の能力を確認するための書類

工事施行者が個人の場合	工事施行者が法人の場合
・住民票又は個人番号カードの写し等 （本人確認書類） ・事業経歴書	・法人の登記事項証明書 ・事業経歴書 ・建設業許可証明書

(1)　能力の確認方法

工事施行者が、当該工事の難易度に対して、過去の事業実績等から工事を完成することが可能であると考えられるかどうかを確認します。

なお、土石の堆積に関する工事は、工作物を設置しない場合に限り、全ての工事施行者に技術力があるものとみなし、技術力以外の能力について確認します。

(2)　許可申請時に現場管理者が定まっていない場合の対応

現場管理者の住所及び氏名は、許可申請時に現場管理者が定まっていない場合には、後述する工事着手届出書に記載して提出してください。

5　許可又は不許可の通知

【法】（許可証の交付又は不許可の通知）

第 14 条　都道府県知事は、第 12 条第 1 項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2　都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3　宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4　第 2 項の許可証の様式は、主務省令で定める。

※特定盛土等規制区域については、第 33 条で同様に規定

【省令】（許可証の様式）

第 36 条　法第 14 条第 4 項（法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

2　都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第 14 条第 1 項の許可の処分をしたときは、同条第 2 項の許可証に、第 7 条第 1 項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

3　都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第 14 条第 1 項の許可の処分をしたときは、同条第 2 項の許可証に、第 7 条第 2 項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。

4　前 2 項の規定は、法第 16 条第 3 項において準用する法第 14 条第 1 項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第 2 項中「第 7 条第 1 項」とあるのは「第 37 条第 1 項」と、前項中「第 7 項第 2 項」とあるのは「第 37 条第 2 項」と読み替えるものとする。

※特定盛土等規制区域については、第 66 条で同様に規定

【解説】

盛土規制法に基づき許可を受ける必要がある工事は、許可証が交付されるまで当該工事に着手することはできません。

許可権者による審査の結果、許可申請の内容が盛土規制法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。

不許可の処分をした場合は、その理由を明示した上で書面により通知します。

6　工事の許可に係る公表

【法】（宅地造成等に関する工事の許可）

第 12 条　略

２・３　略

４　都道府県知事は、第 1 項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 30 条で同様に規定

【省令】（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法）

第 9 条　法第 12 条第 4 項（法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

※特定盛土等規制区域については、第 64 条で同様に規定

【省令】（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項）

第 10 条　法第 12 条第 4 項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図

二　工事の許可年月日及び許可番号

三　工事施行者の氏名又は名称

四　工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

五　盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ

六　盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積

七　盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、第 65 条で同様に規定

【解説】

盛土等に関する工事のうち、許可を受けた全ての工事及び届出のあった工事は、公表されます。これは、市民等が不法・危険な盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的に規定されたものです。

(1)　公表対象となる工事

次に示す工事が公表の対象となります。

・　盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可を受けた盛土等に関する工事

(2)　公表の方法

省令第９条又は第 64 条の規定に基づき、市ホームページに公表事項を掲載します。

ＵＲＬ：https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/morido/moridotetuduki.html

(3)　公表事項

公表される事項は、**表 2-21** に示すとおりです。なお、表中の「⑩崖面崩壊防止施設の有無」は、建築物を建築しようとする者及び建築確認を行う特定行政庁又は指定確認検査機関が、その土地について崖面崩壊防止施設の有無を把握できるようにするため、省令第 10 条又は第 65 条に規定されている事項に加えて追加するものです。

表 2-21　公表事項

根拠法令	公表事項
法第 12 条第４項 〔第 30 条第４項〕 省令第 10 条各号 〔第 65 条各号〕	①　工事主の氏名又は名称 ②　宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地 ③　宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図 ④　工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日 ⑤　工事施行者の氏名又は名称 ⑥　工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑦　盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑧　盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑨　盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ⑩　崖面崩壊防止施設の有無

第５節　工事着手における具体的な手続き

１　現場での標識掲出

【法】（標識の掲示）

第 49 条　第 12 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項の許可を受けた工事主又は第 27 条第 1 項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【省令】（標識の様式及び記載事項）

第 87 条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 49 条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2　土石の堆積に関する工事について、法第 49 条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3　法第 49 条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日

三　工事施行者の氏名又は名称

四　現場管理者の氏名又は名称

五　工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

六　宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図

七　盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ

八　盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積

九　盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

十　工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先

十一　許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

【解説】

盛土等に関する工事の許可を受けた工事主及び届出をした工事主は、工事現場の見やすい場所に、必要事項を記載した標識を掲出する必要があります。

なお、許可の特例（みなし許可）を受けた工事も現場での標識掲出の対象となります。

(1)　現場での標識掲出の対象となる工事

次に示す工事が現場での標識掲出の対象となります。

- 盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可を受けた盛土等に関する工事
- 盛土規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定により、許可を受けたものとみなされる盛土等に関する工事（国及び都道府県等が実施する工事）
- 盛土規制法第 15 条第 2 項又は第 34 条第 2 項の規定により、許可を受けたものとみなされる宅地造成又は特定盛土等に関する工事（都市計画法開発許可を受けた工事）

(2)　標識の様式

標識の様式は、省令第 87 条第 1 項及び第 2 項に規定されています。詳細は、省令別記様式第二十三（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識）及び第二十四（土石の堆積に関する工事の標識）を参照してください。

(3)　標識の記載事項

標識に記載する必要のある事項は、**表 2-22** に示すとおりです。

表 2-22　標識の記載事項

根拠法令	記載事項
法第 49 条 省令第 87 条第 3 項	①　工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ②　工事の許可年月日及び許可番号 ③　工事施行者の氏名又は名称 ④　現場管理者の氏名又は名称 ⑤　工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥　宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦　盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑧　盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑨　盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ⑩　工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪　許可を担当した甲府市の部局の名称及び連絡先

2　工事着手の届出

【細則】（宅地造成等に関する工事の着手の届出）

第 5 条　第 12 条第 1 項の許可（法第 15 条第 1 項の規定により法第 12 条第 1 項の許可があったものとみなされるものを含む。以下同じ。）を受けた者又は法第 27 条第 1 項の規定により届出をした者若しくは法第 30 条第 1 項の許可（法第 34 条第 1 項の規定により法第 30 条第 1 項の許可があったものとみなされるものを含む。以下同じ。）を受けた者は、当該許可又は届出に係る工事に着手したときは、宅地造成等に関する工事の着手届出書（第 4 号様式）の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

一　宅地造成等に関する工事の工程表

二　法第 49 条の規定により工事主が掲げる標識の掲示状況を明らかにする写真

【解説】

許可権者が盛土等に関する工事の進捗状況を把握することを目的に、工事の許可を受けた工事主及び届出をした工事主は、当該工事に着手したときは、速やかにその旨を市長に届け出る必要があります。

(1)　工事着手の届出の対象となる工事

次に示す工事が工事着手の届出の対象となります。

- 盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可を受けた盛土等に関する工事
- 盛土規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定により、許可を受けたものとみなされる盛土等に関する工事（国及び都道府県等が実施する工事）

(2)　工事着手の考え方

工事着手の時点の考え方は、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質の変更又は土石の堆積が行われた時点とします。

(3)　工事着手届出書及び添付書類

工事着手の届出に係る様式及び添付書類は、**表 2-23** に示すとおりです。

表 2-23　工事着手届出書の様式及び添付書類（宅地造成又は特定盛土等と土石の堆積で共通）

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 4 号様式	宅地造成等に関する工事の着手届出書	・細則第 5 条
2	（任意）	工程表	・細則第 5 条第 1 号 ・許可申請時に提出した工程表より詳細な工程が決まっている場合はその工程表
3	-	標識の掲示状況を明らかにする写真	・細則第 5 条第 2 号
4	-	その他必要と認める書類	
5	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(4)　工事着手届出書の提出時期及び提出部数

工事着手届出書は、当該工事に着手したら速やかに市長に提出してください。また、工事着手届出書の提出部数は、**表 2-6** に示すとおりです。

3　変更の許可の申請

【法】（変更の許可等）

第 16 条　第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。た

だし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
2　略
3　第 12 条第 2 項から第 4 項まで、第 13 条、第 14 条及び前条第 1 項の規定は、第 1 項の許可について準用する。
4　第 1 項又は第 2 項の場合における次条から第 19 条までの規定の適用については、第 1 項の許可又は第 2 項の規定による届出に係る変更後の内容を第 12 条第 1 項の許可の内容とみなす。
5　前条第 2 項の規定により第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の許可又は同条第 3 項の規定による届出は、当該工事に係る第 1 項の許可又は第 2 項の規定による届出とみなす。

※特定盛土等規制区域については、第 35 条で同様に規定

【省令】（変更の許可の申請）

第 37 条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 16 条第 1 項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第 7 条第 1 項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
2　土石の堆積に関する工事について、法第 16 条第 1 項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第 7 条第 2 項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 67 条で同様に規定

【解説】

盛土等に関する工事の許可を受けた後、許可に係る工事の計画を変更しようとする場合、変更の許可を受ける必要があります。ただし、後述する軽微な変更に該当する場合は、変更の許可を受ける必要はありません。

なお、都市計画法開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、都市計画法の変更の許可を受けることで、盛土規制法の変更の許可を受けたものとみなされます。

(1)　変更の許可の申請の対象となる工事

次に示す工事が変更の許可の申請の対象となります。なお、盛土規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定により、許可を受けたものとみなされる盛土等に関する工事（国及び都道府県等が実施する工事）は、変更の協議をする必要があります。

・　盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可を受けた盛土等に関する工事

(2)　変更許可申請手数料

甲府市手数料条例第 2 条の規定により、変更の許可を申請するごとに変更許可申請手数料を納付する必要があります。なお、金額は当該工事の計画の変更内容や面積区分に基づくものとします。

表 2-24　変更許可申請手数料（再掲）

申請区分	手数料額
盛土等に関する工事の許可の変更の区分に応じ、次のアからウに定める金額の合計額※	
ア　工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）	盛土等をする土地（面積の縮小を伴う場合は縮小後の土地）の面積区分に応じ、許可申請手数料の 10 分の 1 の額
イ　許可区域への新たな編入	新たに編入された盛土等をする土地の面積区分に応じ、許可申請手数料の金額と同一の金額
ウ　その他の変更	10,000 円

※　合計額の上限は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合は 600,000 円、土石の堆積に関する工事の場合は 120,000 円とする。

(3)　変更許可申請書及び添付書類

変更の許可の申請に係る様式及び添付書類は、**表 2-25** 及び**表 2-26** に示すとおりです。

表 2-25　変更許可申請書の様式及び添付書類（宅地造成又は特定盛土等）

No.	様式	書類の種類	備考
1	様式第七	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	・省令第 37 条第 1 項〔第 67 条第 1 項〕
2	手数料	-	・**表 2-24** を参照
3	-	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	・許可申請書の添付書類のうち、該当する書類について、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
4	-	許可証の写し	・当該変更許可申請前の全ての許可証の写しを添付
5	-	その他必要と認める書類	
6	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

表 2-26　変更許可申請書の様式及び添付書類（土石の堆積）

No.	様式	書類の種類	備考
1	様式第八	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	・省令第 37 条第 2 項〔第 67 条第 2 項〕
2	-	手数料	・**表 2-24** を参照

No.	様式	書類の種類	備考
3	-	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	・省令第 37 条第 2 項〔第 67 条第 2 項〕 ・許可申請書の添付書類のうち、該当する書類について、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
4	-	許可証の写し	・当該変更許可申請前の全ての許可証の写しを添付
5	-	その他必要と認める書類	
6	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(4) 変更許可申請書の提出時期及び提出部数

変更許可申請書は、許可に係る工事の計画を変更する前に速やかに市長に提出してください。また、申請書の提出部数は、**表 2-6** に示すとおりです。

4 軽微な変更の届出

【法】（変更の許可等）

第 16 条　第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2　第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3～5　略

※特定盛土等規制区域については、第 35 条で同様に規定

【省令】（軽微な変更）

第 38 条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 16 条第 1 項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二　工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2　土石の堆積に関する工事について、法第 16 条第 1 項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二　工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

※特定盛土等規制区域については、第 68 条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

第９条　宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について法第 16 条第２項の規定による届出をしようとする者又は特定盛土等に関する工事について法第 35 条第２項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書（第７号様式）の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

一　省令第 38 条第１項第１号に掲げるものの変更にあっては、その事実を証する書類

二　省令第 38 条第１項第２号に掲げるものの変更にあっては、変更後の工程表

２　宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について法第 12 条第１項の許可を受けた者又は特定盛土等に関する工事について法第 30 条第１項の許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に使用する土石の採取場所、搬入計画又は土石の性状を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の変更届出書の正本及び副本に、変更後の工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状を添付し、市長に提出しなければならない。

３　土石の堆積に関する工事について法第 16 条第２項又は法第 35 条第２項の規定による届出をしようとする者は、宅地造成等に関する工事の変更届出書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

一　省令第 38 条第２項第１号に掲げるものの変更にあっては、その事実を証する書類

二　省令第 38 条第２項第２号に掲げるものの変更にあっては、変更後の工程表

【解説】

盛土等に関する工事の許可を受けた後、許可に係る工事の計画のうち軽微な変更しようとする場合は、変更の許可を受ける必要はありませんが、速やかに変更した旨を市長に届け出る必要があります。

なお、都市計画法開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、都市計画法の変更の届出をすることで、盛土規制法の軽微な変更の届出をしたものとみなされます。

(1)　軽微な変更の届出の対象となる工事

次に示す工事が軽微な変更の届出の対象となります。

- 盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可を受けた盛土等に関する工事
- 盛土規制法第 15 条第１項又は第 34 条第１項の規定により、許可を受けたものとみなされる盛土等に関する工事（国及び都道府県等が実施する工事）

(2)　軽微な変更の内容

軽微な変更の内容は、**表 2-27** に示すとおりです。

表 2-27　軽微な変更の内容

行為	軽微な変更の内容	根拠法令
宅地造成又は特定盛土等	①　工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ②　工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 ③　工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状	省令第 38 条第 1 項〔第 68 条第 1 項〕 細則第 9 条第 2 項
土石の堆積	①　工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ②　工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）	省令第 38 条第 2 項〔第 68 条第 2 項〕

(3)　変更届出書及び添付書類

軽微な変更の届出に係る様式及び添付書類は、**表 2-28** 及び**表 2-29** に示すとおりです。

表 2-28　変更届出書の様式及び添付書類（宅地造成又は特定盛土等）

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 7 号様式	宅地造成等に関する工事の変更届出書	・細則第 9 条第 1 項
2	-	工事主等の氏名等を変更した事実が分かる書類	・細則第 9 条第 1 項第 1 号
3	（任意）	変更後の工程表	・細則第 9 条第 1 項第 2 号 ・変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
4	第 3 号様式	変更後の工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状	・細則第 9 条第 2 項 ・変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
5	-	許可証の写し	・当該変更の届出前の全ての許可証の写しを添付
6	-	その他必要と認める書類	
7	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

※　2 から 4 までのうち、該当する書類を提出してください。

表 2-29　変更届出書の様式及び添付書類（土石の堆積）

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 7 号様式	宅地造成等に関する工事の変更届出書	・細則第 9 条第 3 項
2	-	工事主等の氏名等を変更した事実が分かる書類	・細則第 9 条第 3 項第 1 号
3	（任意）	変更後の工程表	・細則第 9 条第 3 項第 2 号 ・変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
4	-	許可証の写し	・当該変更の届出前の全ての許可証の写しを添付
5	-	その他必要と認める書類	
6	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

※　2 及び 3 のうち、該当する書類を提出してください。

(4)　変更届出書の提出部数

変更届出書は、許可に係る工事の計画の軽微な変更をした後に遅延なく市長に提出してください。また、変更届出書の提出部数は、**表 2-6** に示すとおりです。

5　工事の中止・廃止・再開の届出

【細則】（宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開の届出）

第 13 条　宅地造成等に関する工事について法第 12 条第 1 項の許可を受けた者若しくは法第 21 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者又は特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事について法第 30 条第 1 項の許可を受けた者若しくは法第 27 条第 1 項若しくは法第 40 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者は、当該工事を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書（第 11 号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。。

2　前項の規定による中止の届出をした者で、当該届出に係る工事を再開しようとするものは、宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書の正本及び副本に、当該届出に係る工事の工程表を添付し、市長に提出しなければならない。。

【解説】

盛土等に関する工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出る必要があります。

なお、都市計画法開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事につい

ては、都市計画法における手続きを別途行ってください。

(1) 工事の中止・廃止・再開の届出の対象となる工事

次に示す工事が中止・廃止・再開の届出の対象となります。

- 盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可を受けた盛土等に関する工事
- 盛土規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定により、許可を受けたものとみなされる盛土等に関する工事（国及び都道府県等が実施する工事）

(2) 工事の中止・廃止・再開届出書及び添付書類

工事の中止・廃止・再開の届出に係る様式及び添付書類は、**表 2-30** に示すとおりです。

表 2-30　工事の中止・廃止・再開届出書の様式及び添付書類（宅地造成又は特定盛土等と土石の堆積で共通）

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 11 号様式	宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書	・細則第 13 条第 1 項
2	（任意）	工程表	・細則第 13 条第 2 項 ・中止した工事を再開しようとする場合に提出
3	-	その他必要と認める書類	
4	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(3) 工事の中止・廃止・再開届出書の提出部数

工事の中止・廃止・再開届出書は、当該工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときに、速やかに市長に提出してください。また、工事の中止・廃止・再開届出書の提出部数は、**表 2-6** に示すとおりです。

6　定期の報告

【法】（定期の報告）

第 19 条　第 12 条第 1 項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2　略

※特定盛土等規制区域については、第 38 条で同様に規定

【政令】（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

第 25 条　法第 19 条第 1 項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第 23 条各号に掲げるものとする。

2　法第 19 条第 1 項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一　高さが 5 メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が 1,500 平方メートルを超えるもの

二　前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が 3,000 平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第 33 条で同様に規定

【省令】（定期の報告）

第 48 条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 19 条第 1 項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2　土石の堆積に関する工事について、法第 19 条第 1 項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 78 条で同様に規定

【省令】（定期の報告の期間）

第 49 条　法第 19 条第 1 項の主務省令で定める期間は、3 月とする。

※特定盛土等規制区域については、第 79 条で同様に規定

【省令】（定期の報告の報告事項）

第 50 条　法第 19 条第 1 項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第 3 号に掲げる事項については、2 回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

一　工事が施行される土地の所在地

二　工事の許可年月日及び許可番号

三　前回の報告年月日

2　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 19 条第 1 項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　報告の時点における盛土又は切土の高さ

二　報告の時点における盛土又は切土の面積

三　報告の時点における盛土又は切土の土量

四　報告の時点における擁壁等（法第 13 条第 1 項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3　土石の堆積に関する工事について、法第 19 条第 1 項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　報告の時点における土石の堆積の高さ

二　報告の時点における土石の堆積の面積

三　報告の時点における堆積されている土石の土量

四　前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

※特定盛土等規制区域については、第 80 条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事の定期の報告）

第 15 条　宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について法第 19 条第 1 項の規定による報告をしよう

とする者又は特定盛土等に関する工事について法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（第12号様式）の正本及び副本に、法第19条第1項の規定による報告をしようとする場合には省令第48条第1項に規定する書類、法第38条第1項の規定による報告をしようとする場合には省令第78条第1項に規定する書類のほか、それぞれ次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

一　報告の時点における宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工程表

二　報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況を明らかにする写真

三　報告の時点における盛土に用いた土石の性質を明らかにする写真

四　報告の時点における災害の防止に関する措置の状況を明らかにする写真

2　土石の堆積に関する工事について法第19条第1項又は法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（第17号様式）の正本及び副本に、法第19条第1項の規定による報告をしようとする場合には省令第48条第2項に規定する書類、法第38条第1項の規定による報告をしようとする場合には省令第78条第2項に規定する書類のほか、それぞれ次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

一　報告の時点における土石の堆積に関する工事の工程表

二　報告の時点における災害の防止に関する措置の状況を明らかにする写真

【解説】

許可を受けた盛土等に関する工事のうち、一定規模以上のものは当該工事の進捗状況等について、定期の報告をする必要があります。

許可を受けた日から3か月以内ごとに、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等（鋼矢板や構台等）に関する工事の進捗状況を報告します。

なお、定期の報告の結果、不適当な箇所があり対策が必要と判断される場合には、必要な対策を講じて再度確認を受けなければなりません。

(1)　定期の報告の対象となる工事

次に示す工事で、一定規模以上のもの（**表 2-31** 参照）が定期の報告の対象となります。

- 盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可した盛土等に関する工事
- 盛土規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定により、許可を受けたものとみなされた盛土等に関する工事（国及び都道府県等が実施する工事）
- 盛土規制法第15条第2項又は第34条第2項の規定により、許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事（都市計画法開発許可を受けた工事）

(2)　定期の報告の対象となる規模

定期の報告をする必要がある工事の規模は、**表 2-31** に示すとおりです。

表 2-31　定期の報告が必要な盛土等に関する工事の規模

根拠法令	行為	規模	イメージ図
法第 19 条 〔第 38 条〕 政令第 25 条 〔第 33 条〕	宅地造成又は特定盛土等	①　盛土で高さが 2 m超の崖を生ずるもの	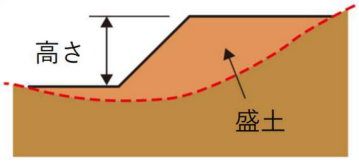
		②　切土で高さが 5 m超の崖を生ずるもの	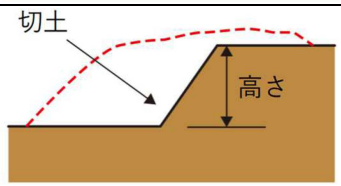
		③　盛土と切土を同時に行い、高さが 5 m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	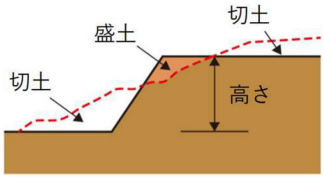
		④　盛土で高さが 5 m超となるもの（①、③を除く）	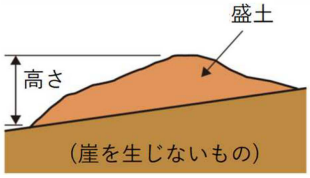
		⑤　盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 ㎡超となるもの（①～④を除く）	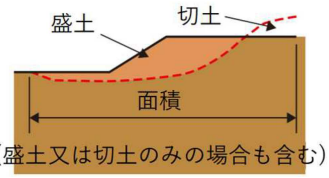
	土石の堆積	⑥　最大時に堆積する高さが 5 m超かつ面積が 1,500 ㎡超となるもの	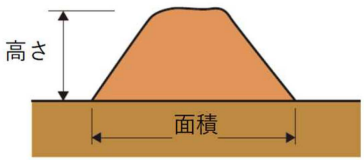
		⑦　最大時に堆積する面積が 3,000 ㎡超となるもの	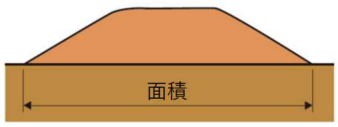

※　「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(3) 定期の報告の報告事項

定期の報告を行う時点における報告事項は、**表 2-32** に示すとおりです。

表 2-32　定期の報告の報告事項

行為	報告事項
共通事項	・工事が施行される土地の所在地 ・工事の許可年月日及び許可番号 ・前回の報告年月日（２回目以降の定期の報告を行う場合）
宅地造成又は特定盛土等	・報告の時点における盛土又は切土の高さ ・報告の時点における盛土又は切土の面積 ・報告の時点における盛土又は切土の土量 ・報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	・報告の時点における土石の堆積の高さ ・報告の時点における土石の堆積の面積 ・報告の時点における堆積されている土石の土量 ・前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

(4) 定期報告書及び添付書類

定期の報告に係る様式及び添付書類は、**表 2-33** 及び**表 2-34** に示すとおりです。

表 2-33　定期報告書の様式及び添付書類（宅地造成又は特定盛土等）

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 12 号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	・細則第 15 条第 1 項
2	-	報告の時点における土地付近状況写真	・省令第 48 条第 1 項〔第 78 条第 1 項〕
3	（任意）	工程表	・細則第 15 条第 1 項第 1 号 ・報告の時点における工事の進捗率を記入
4	-	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況写真	・細則第 15 条第 1 項第 2 号
5		報告に係る期間中に盛土に用いた土石の性質が分かる写真	・細則第 15 条第 1 項第 3 号

No.	様式	書類の種類	備考
6	-	報告の時点における工事の施行中の災害防止措置の状況が分かる写真	・細則第 15 条第 1 項第 4 号
7	-	その他必要と認める書類	
8	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

表 2-34　定期報告書の様式及び添付書類（土石の堆積）

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 13 号様式	土石の堆積に関する工事の定期報告書	・細則第 15 条第 2 項
2	-	報告の時点における土地付近状況写真	・省令第 48 条第 2 項〔第 78 条第 2 項〕
3	（任意）	工程表	・細則第 15 条第 2 項第 1 号 ・報告の時点における工事の進捗率を記入
4	-	報告の時点における工事の施行中の災害防止措置の状況が分かる写真	・細則第 15 条第 2 項第 2 号
5	-	その他必要と認める書類	
6	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(5)　定期報告書の提出部数

定期報告書は、当該工事の許可を受けた日から 3 か月ごとに市長に提出してください。また、定期報告書の提出部数は、**表 2-6** に示すとおりです。

7　中間検査の申請

【法】（中間検査）

第 18 条　第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第 13 条第 1 項の規定に適合してい

ると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第 12 条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3　特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4　略

5　都道府県知事は、第1項の検査において第 13 条第1項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第1項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

※特定盛土等規制区域については、第 37 条で同様に規定

【政令】（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

第 23 条　法第 18 条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一　盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二　切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三　盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）

四　第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの

五　前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第 32 条で同様に規定

【政令】（特定工程等）

第 24 条　法第 18 条第1項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2　前項に規定する工程に係る法第 18 条第3項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

※特定盛土等規制区域については、第 32 条で同様に規定

【省令】（中間検査の申請期間）

第 45 条　法第 18 条第1項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内とする。

※特定盛土等規制区域については、第 75 条で同様に規定

【省令】（中間検査の申請）

第 46 条　法第 18 条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 76 条で同様に規定

【省令】（中間検査合格証の様式）

第 47 条　法第 18 条第2項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

※特定盛土等規制区域については、第 77 条で同様に規定

【解説】

許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、一定規模以上で後述する特定工程を含むものについては、中間検査を申請する必要があります。

中間検査とは工事完了後には確認できない箇所について、許可基準に沿って安全対策等が十分に行われているか確認するために実施するものです。これは、許可の特例を受けた工事についても対象となります。

各特定工程を終えるごとに中間検査を実施し、合格して中間検査合格証の交付を受けた後でないと特定工程後の工事に着手することができません。また、中間検査の結果により、対策が不十分であり、是正対策が必要と判断された工事については、対策後に改めて中間検査を申請しなければなりません。

なお、土石の堆積に関する工事は、中間検査の対象外です。

(1) 中間検査の申請の対象となる工事

次に示す工事で、一定規模以上かつ特定工程を含むもの（**表 2-35** 参照）が中間検査の申請の対象となります。

- 盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事
- 盛土規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定により、許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事（国及び都道府県等が実施する工事）
- 盛土規制法第 15 条第 2 項又は第 34 条第 2 項の規定により、許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事（都市計画法開発許可を受けた工事）

(2) 中間検査の申請の対象となる規模

中間検査をする必要がある工事の規模は、**表 2-35** に示すとおりです。

表 2-35　中間検査が必要な宅地造成又は特定盛土等に関する工事の規模

根拠法令	行為	規模	イメージ図
法第 18 条 〔第 37 条〕 政令第 23 条 〔第 32 条〕	宅地造成又は特定盛土等	①　盛土で高さが 2 m超の崖を生ずるもの	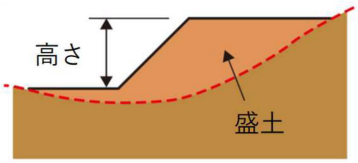
		②　切土で高さが 5 m超の崖を生ずるもの	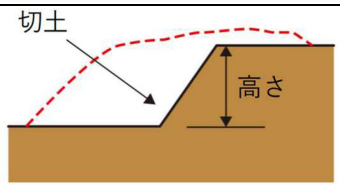
		③　盛土と切土を同時に行い、高さが 5 m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	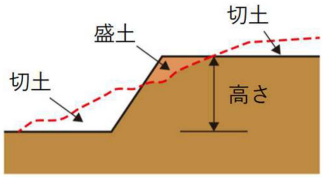
		④　盛土で高さが 5 m超となるもの（①、③を除く）	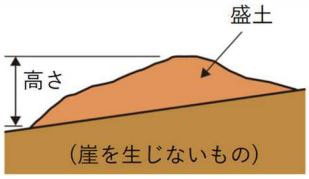
		⑤　盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 ㎡超となるもの（①～④を除く）	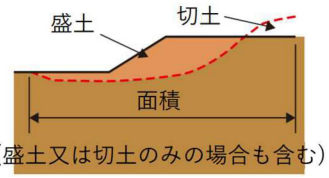

※　「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(3)　特定工程及び特定工程後の工程

中間検査を申請する必要がある特定工程及び中間検査合格証の交付後に着手することのできる特定工程後の工程の関係は、**表 2-36** に示すとおりです。

表 2-36　特定工程及び特定工程後の工程

特定工程	特定工程後の工程
盛土をする前の地盤又は切土をした後の地盤に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程

(4)　対象となる排水施設

中間検査の対象工種である排水施設は、**表2-37**に示すとおりです。

表 2-37　中間検査の対象となる排水施設

箇所	機能	施設名称	排水施設	中間検査
盛土内	地下水排水工	暗渠排水工	○	対象
		基盤排水層	（透水層）	対象外
	盛土内排水層	水平排水層	（透水層）	対象外
のり面	地表水排除工	のり肩排水溝	○	対象外※
		縦排水溝	○	対象外※
		小段排水溝	○	対象外※
		のり尻排水溝	○	対象外※
	地下水排除工（切土のり面）	暗渠排水工	○	対象
		水平排水孔	○	対象

※　完了検査時に確認できるため、中間検査の対象外。

(5)　中間検査の実施方法

中間検査は、対象となる排水施設について、図面や写真、現地の設置状況をもとに次のとおり確認します。

①　設置された排水管の位置を排水施設の平面図と照合するとともに、排水管の種類を写真等で確認。

②　排水管の材料を確認。

③　排水管の接続部が適切に処理されているかどうかを確認。

④　スケール等により排水管の管径を確認。

⑤　水糸、スタッフ等により排水管の勾配を確認。

(6)　中間検査申請手数料

甲府市手数料条例第２条の規定により、中間検査を申請するごとに中間検査申請手数料を納付する必要があります。なお、金額は、**表 2-38** に示すとおり当該工事の許可を受けた際の面積区分に基づくものとします。

表 2-38　中間検査申請手数料（再掲）

面積区分		手数料額
	500 ㎡以内	2,800 円
500 ㎡超	1,000 ㎡以内	2,800 円
1,000 ㎡超	2,000 ㎡以内	3,400 円
2,000 ㎡超	3,000 ㎡以内	3,900 円
3,000 ㎡超	5,000 ㎡以内	5,700 円
5,000 ㎡超	10,000 ㎡以内	5,700 円
10,000 ㎡超	20,000 ㎡以内	5,700 円
20,000 ㎡超	40,000 ㎡以内	11,000 円
40,000 ㎡超	70,000 ㎡以内	22,000 円
70,000 ㎡超	100,000 ㎡以内	39,000 円
100,000 ㎡超		57,000 円

(7)　中間検査申請書及び添付書類

中間検査の申請に係る様式及び添付書類は、**表 2-39** に示すとおりです。

表 2-39　中間検査申請書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の種類	備考
1	様式第十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査書	・省令第 46 条〔第 76 条〕
2	-	手数料	・**表 2-38** を参照
3	-	特定工程に係る工事の内容を明示した平面図	・中間検査の申請の対象となる排水施設に関する内容を明示
4	-	許可証の写し	・当該検査の申請前の全ての許可証の写しを添付
5	-	その他必要と認める書類	
6	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(8)　中間検査申請書の提出部数

中間検査申請書は、特定工程に係る工事を終えた日から 4 日以内に市長に提出してください。また、中間検査申請書の提出部数は、**表 2-6** に示すとおりです。

第６節　工事完了における具体的な手続き

１　完了検査等の申請

【法】（完了検査等）

第 17 条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第 13 条第 1 項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第 12 条第 1 項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3　第 15 条第 2 項の規定により第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第 36 条第 1 項の規定による届出又は同条第 2 項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第 1 項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4　土石の堆積に関する工事について第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5　都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第 12 条第 1 項の許可を受けた者に交付しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 36 条で同様に規定

【省令】（完了検査の申請期間）

第 39 条　法第 17 条第 1 項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から 4 日以内とする。

※特定盛土等規制区域については、第 69 条で同様に規定

【省令】（完了の検査の申請）

第 40 条　法第 17 条第 1 項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 70 条で同様に規定

【省令】（検査済証の様式）

第 41 条　法第 17 条第 2 項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

※特定盛土等規制区域については、第 71 条で同様に規定

【省令】（確認の申請期間）

第 42 条　法第 17 条第 4 項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から 4 日以内とする。

※特定盛土等規制区域については、第 72 条で同様に規定

【省令】（確認の申請）

第 43 条　法第 17 条第 4 項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 73 条で同様に規定

【省令】（確認済証の様式）

第 44 条　法第 17 条第 5 項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

※特定盛土規制区域については、第 74 条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事の完了検査等の申請に添付する書類）

第 14 条　法第 17 条第 1 項の検査を申請しようとする者は省令第 40 条の完了検査申請書の正本及び副本に、法第 36 条第 1 項の検査を申請しようとする者は省令第 70 条の完了検査申請書の正本及び副本に、それぞれ盛土又は切土をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付し、市長に提出しなければならない。

2　法第 17 条第 4 項の確認を申請しようとする者は省令第 43 条の確認申請書の正本及び副本に、法第 36 条第 4 項の確認を申請しようとする者は省令第 73 条の確認申請書の正本及び副本に、それぞれ土石の堆積を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付し、市長に提出しなければならない。

【解説】

許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事が完了したときは、当該工事が許可基準に適合しているかどうかを確認するため、完了検査を申請する必要があります。許可権者による完了検査の結果、許可基準に適合していると認められる場合は、検査済証が交付されます。

また、許可を受けた土石の堆積に関する工事が完了（全ての土石を除却）したときは、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかの確認を申請する必要があります。許可権者による確認の結果、全ての土石が除却されたと認められる場合は、確認済証が交付されます。

なお、都市計画法開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた工事については、都市計画法の規定により交付された検査済証を、当該工事における盛土規制法に係る検査済証とみなします。

(1)　完了検査等の申請の対象となる工事

次に示す工事が完了検査等の申請の対象となります。

- 盛土規制法に基づく規制開始日以降に許可を受けた盛土等に関する工事
- 盛土規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定により、許可を受けたものとみなされた盛土等に関する工事（国及び都道府県等が実施する工事）

(2)　完了検査等における留意事項

完了検査等は、工事の施行全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施に当たっては、特に、次に示す事項に留意する必要があります。

- 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- 写真の撮影に当たっては、工事着手前の状況及び工事中における構造物の床掘・型枠・コンクリート等の施工状況、形状寸法などが確認できるように撮影すること。
- 完了検査等実施日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
- 完了検査等に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
- 土石の堆積に関する工事は、堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないか確認できること。
- 完了検査等の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、完

了検査等を受けること。

(3) 完了検査の実施方法及び判断基準

完了検査は、全ての宅地造成又は特定盛土等に関する工事に対して工事完了時の実施が規定され、工事完了時に当該工事が計画の内容や技術的基準に沿って施工されており、施工後の品質･安全性に問題がないか最終確認を行う検査です。検査は、目視、実測、写真、書類等により確認します。

完了検査の主な項目としては、次の事項が挙げられます。また、工種ごとの検査方法及び判断基準は**表2-40**に示すとおりです。

表2-40　完了検査における判断基準

工種	項目	判断基準	検査方法	
			確認方法（例）	関連書類（例）
盛土	高さ	計画高さ（申請書類）	計測確認(高さ)	平面図・断面図(完成形)
	勾配	計画勾配(原則30度以下)	計測確認(勾配)	
	盛土材料	計画材料	目視確認(材料)	受入管理書類
	盛土施工	計画締固め度(90％以上を標準)	目視確認(試験状況)	試験結果(締固め度)
		まき出し厚さ(おおむね0.30m以下)	計測確認(厚さ)	締固め状況書類(写真等)(まき出し厚さ・転圧回数)
		転圧回数(試験施工による)	目視確認(転圧状況)	
	原地盤の処理	伐開・表層処理、段切り、地下水処理等の措置は適切か	目視確認(基盤状況)	基盤状況書類(写真等)
切土	高さ	計画高さ(申請書類)	計測確認(高さ)	平面図・断面図(完成形)
	勾配	計画勾配	計測確認(勾配)	
	切土地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認(地盤状況)	切土状況書類(写真等)
	切土面	のり面の安定に影響を及ぼす要因はないか	目視確認(のり面状況)	

工種	項目	判断基準	検査方法	
			確認方法（例）	関連書類（例）
擁壁	擁壁形式	計画形式(申請書類)	目視確認(擁壁形式)	擁壁状況書類 (図面・写真・納品書等)
	擁壁形状	計画形状(材料、寸法等)(申請書類)	計測確認(擁壁形状)	擁壁状況書類 (図面・写真等)
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認(基盤状況)	基盤状況書類 (写真等)
	配筋	計画の配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ等(申請書類)	目視確認(配筋状況)	配筋状況書類 (写真等)
	水抜き穴	計画の配置、材料、内径等(申請書類)	目視確認(水抜き穴)	水抜き穴状況書類 (写真等)
崖面崩壊防止施設	施設形式	計画形式(申請書類)	目視確認(施設形式)	施設状況書類 (図面・写真等)
	施設形状	計画形状(申請書類)	計測確認(施設形状)	施設状況書類 (図面・写真等)
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認(基盤状況)	基盤状況書類 (写真等)
	施設構造	計画構造(材料、寸法等)(申請書類)	計測確認(施設構造)	施設状況書類 (写真等)
排水施設	施設配置	計画配置(位置、延長、間隔、勾配等)(申請書類)	目視確認(施設配置)	施設状況書類 (図面・写真等)
	施設構造	計画構造(材料、管径、厚さ、幅、勾配等)(申請書類)	計測確認(施設構造)	施設状況書類 (写真等)
崖面の保護	保護工種別	計画種別(申請書類)	目視確認(保護工種別)	保護工状況書類 (図面・写真等)
	施設形状	計画形状	計測確認(施設形状)	
崖面以外の地表面の保護	保護工種別	計画種別(申請書類)	目視確認(保護工種別)	保護工状況書類 (図面・写真等)
	施設形状	計画形状	計測確認(施設形状)	
防災措置	防災措置の種別	計画種別(申請書類)	目視確認 (防災措置の種別)	防災措置状況書類 (図面・写真等)

(4) 完了検査申請書又は確認申請書及び添付書類

完了検査等の申請に係る様式及び添付書類は、**表 2-41** 及び**表 2-42** に示すとおりです。

表 2-41　完了検査申請書の様式及び添付書類（宅地造成又は特定盛土等）

No.	様式	書類の種類	備考
1	様式第九	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	・省令第 40 条〔第 70 条〕
2	-	土地付近状況写真	・細則第 17 条第 1 項 ・工事の完了が確認できるもの
3	-	許可証の写し	・当該検査の申請前の全ての許可証の写しを添付
4	-	その他必要と認める書類	
5	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

表 2-42　確認申請書の様式及び添付書類（土石の堆積）

No.	様式	書類の種類	備考
1	様式第十一	土石の堆積に関する工事の確認申請書	・省令第 43 条〔第 73 条〕
2	-	土地付近状況写真	・細則第 17 条第 2 項 ・工事の完了が確認できるもの
3	-	許可証の写し	・当該確認の申請前の全ての許可証の写しを添付
4	-	その他必要と認める書類	
5	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(5) 完了検査申請書及び確認申請書の提出部数

完了検査申請書等は、当該工事が完了した日から 4 日以内に市長に提出してください。また、完了検査申請書等の提出部数は、**表 2-6** に示すとおりです。

第７節　みなし許可となる工事の具体的な手続き

１　みなし許可となる工事の盛土規制法の手続き等の要否

【法】（許可の特例）

第 15 条　国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもつて第 12 条第１項の許可があつたものとみなす。

２　宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第１項又は第２項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第 12 条第１項の許可を受けたものとみなす。

※特定盛土等規制区域については、第 34 条で同様に規定

【解説】

国又は都道府県等が行う盛土等に関する工事で甲府市との協議が成立したものと、盛土規制法に基づく規制開始以降に都市計画法の開発許可を受けた工事のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。

これらのみなし許可となる工事については、許可申請は不要ですが、許可を受けた工事と同様に、盛土規制法の規制対象であり、**表 2-43** に示すとおり盛土規制法に基づく手続き等が必要となる場合があります。手続きが「必要」となる場合の具体的な内容は、本章の該当するページを参照してください。

表 2-43　みなし許可となる工事における盛土規制法の手続き等の要否

手続き	国又は都道府県等が行う工事	都市計画法開発許可を受けた工事
土地所有者等の同意	必要	不要※
周辺住民への事前周知	必要	不要※
許可の申請	不要（協議が必要）	不要※
工事の許可に係る公表	対象外	対象外
現場での標識掲出	必要	必要
工事着手の届出	必要	不要※
変更の許可の申請・軽微な変更の届出	必要	不要※
工事の中止・廃止・再開の届出	必要	不要※
定期の報告	必要	必要
中間検査の申請	必要	必要
完了検査等の申請	必要	不要※

※　開発許可に係る都市計画法の手続き等は別途必要となる。

2　国又は都道府県等が行う工事

【細則】（宅地造成等に関する工事の協議）

第８条　宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について法第 15 条第１項の規定により市長との協議をしようとする者又は特定盛土等に関する工事について法第 34 条第１項の規定により市長との協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（第５号様式）の正本及び副本に、省令第７条第１項各号（第７号、第８号及び第１２号を除く。）に掲げる書類及び第４条第１項各号（第５号から第９号までを除く。）に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

２　土石の堆積に関する工事について法第 15 条第１項又は法第 34 条第１項の規定により市長との協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（第６号様式）の正本及び副本に、省令第７条第２項各号（第５号、第６号及び第１０号を除く。）に掲げる書類及び第４条第２項各号（第４号から第８号までを除く。）に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

３　市長は、法第 15 条第１項又は法第 34 条第１項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者にその旨を通知するものとする。

【細則】（宅地造成等に関する工事の変更の協議）

第 10 条　宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事について法第 15 条第１項の規定による協議が成立した者で、法第 16 条第３項において準用する法第 15 条第１項の規定による変更の協議をしようとするもの又は特定盛土等に関する工事について法第 34 条第１項の規定による協議が成立した者で、法第 35 条第３項において準用する法第 34 条第１項の規定による変更の協議をしようとするものは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（第８号様式）の正本及び副本に、省令第７条第１項各号（第７号、第８号及び第１２号を除く。）に掲げる書類及び第４条第１項各号（第５号から第９号までを除く。）に掲げる書類のうち、これらの書類から宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付し、市長に提出しなければならない。

２　土石の堆積に関する工事について法第 15 条第１項の規定による協議が成立した者で、法第 16 条第３項において準用する法第 15 条第１項の規定による変更の協議をしようとするもの又は法第 34 条第１項の規定による協議が成立した者で、法第 35 条第３項において準用する法第 34 条第１項の規定による変更の協議をしようとするものは、土石の堆積に関する工事の変更協議書（第１３号様式）の正本及び副本に、省令第７条第２項各号（第５号、第６号及び第１０号を除く。）に掲げる書類及び第４条第２項各号（第４号から第８号までを除く。）に掲げる書類のうち、これらの書類から土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付し、市長に提出しなければならない。

３　第８条第３項の規定は、前２項の変更の協議について準用する。

【解説】

国又は都道府県等が行う盛土等に関する工事の協議に当たっては、許可申請と同等の内容を提示することが必要であり、市施行細則において、協議書及び変更協議書の様式、これらの添付書類を規定しています。

(1)　協議書の様式及び添付書類

協議に係る様式及び添付書類は、**表 2-44** 及び**表 2-45** に示すとおりです。なお、提出部数は許可申請書と同様で、**表 2-6** に示す通りです。

表 2-44　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の種類	備考
1	第５号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書	・細則第８条第１項
2	-	協議に必要と認める書類	・許可申請書の添付書類のうち、工事主の資力及び信用を確認する書類（具体的には**表 2-7** の No.6~16）を除く全ての書類を提出
3	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
4	-	協議に必要と認める図面	・許可申請書に添付する図面と同様に提出（**表 2-8** を参照）

表 2-45　土石の堆積に関する工事の協議書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の種類	備考
1	第６号様式	土石の堆積に関する工事の協議書	・細則第８条第２項
2	-	協議に必要と認める書類	・許可申請書の添付書類のうち、工事主の資力及び信用を確認する書類（具体的には**表 2-9** の No.4~14）を除く全ての書類を提出
4	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
2	-	協議に必要と認める図面	・許可申請書に添付する図面と同様に提出（**表 2-10** を参照）

(2)　変更協議書の様式及び添付書類

変更協議に係る様式及び添付書類は、**表 2-46** 及び**表 2-47** に示すとおりです。なお、提出部数は**(1)**と同様です。

表 2-46　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の種類	備考
1	第８号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書	・細則第 10 条第１項
2	-	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	・協議書の添付書類のうち、該当する書類について、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）

No.	様式	書類の種類	備考
3	-	協議同意通知書の写し	・当該変更の協議前の全ての協議同意通知書の写しを添付
4	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

表 2-47　土石の堆積に関する工事の変更協議書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の種類	備考
1	第 9 号様式	土石の堆積に関する工事の変更協議書	・細則第 10 条第 2 項
2	-	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	・協議書の添付書類のうち、該当する書類について、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
3	-	協議同意通知書の写し	・当該変更の協議前の全ての協議同意通知書の写しを添付
4	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

3　都市計画法開発許可を受けた工事

【解説】

宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について、盛土規制法に基づく規制開始以降に都市計画法の開発許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。（土石の堆積は当該規定の対象外です。）

以下、都市計画法開発許可を受けた工事でみなし許可となる場合の各種手続きの留意事項を示します。ここに記載されていない手続きについては、従前のとおり都市計画法に基づく手続きにしたがうこととなります。

(1)　みなし許可となる都市計画法開発許可を受けた工事における宅地造成又は特定盛土等

都市計画法開発許可を受けた工事のうち、みなし許可となる宅地造成又は特定盛土等は**表 2-48** に示すとおりです。

表 2-48　都市計画法開発許可を受けた工事でみなし許可となる宅地造成又は特定盛土等の規模

行為	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	イメージ図
宅地造成又は特定盛土等	①　盛土で高さが１ｍ超の崖を生ずるもの	①　盛土で高さが２ｍ超の崖を生ずるもの	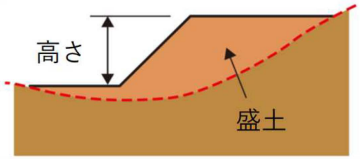
	②　切土で高さが２ｍ超の崖を生ずるもの	②　切土で高さが５ｍ超の崖を生ずるもの	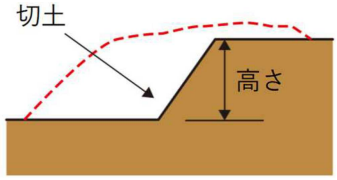
	③　盛土と切土を同時に行い、高さが２ｍ超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	③　盛土と切土を同時に行い、高さが５ｍ超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	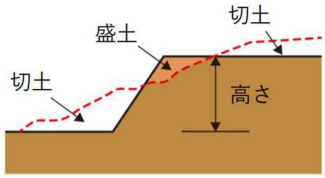
	④　盛土で高さが２ｍ超となるもの（①、③を除く）	④　盛土で高さが５ｍ超となるもの（①、③を除く）	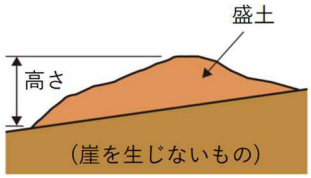
	⑤　盛土又は切土をする土地の面積が 500 ㎡超となるもの（①～④を除く）	⑤　盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 ㎡超となるもの（①～④を除く）	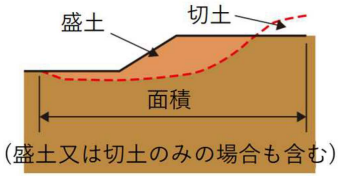

※　「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(2)　都市計画法開発許可を受けるに当たっての事前相談

都市計画法開発許可を受けるに当たっては、担当窓口に開発区域における盛土又は切土の規模が分かる造成計画平面図や断面図等とともに、盛土規制法のみなし許可に該当するかどうか等の関係担当窓口へ事前相談を行ってください。

(3)　技術的基準への適合

盛土規制法のみなし許可となる場合は、政令に定める技術的基準及び「**技術的基準編**」（左記に記載のないものは「盛土等防災マニュアル」を参照）に適合するように、必要な措置を講ずる必要があります。

(4)　設計者の資格

盛土規制法のみなし許可となり、p76「**第４節　２　設計者の資格**」の**表 2-17** に示す工事に該当する場合は、**表 2-18** に掲げる資格を有している者が設計を行う必要があります。

(5)　申請者の資力及び信用

盛土規制法のみなし許可となる場合は、開発行為の目的・用途にかかわらず全て適用となります。具体的には、自己居住用や自己業務用の面積 1 ha 未満の場合であっても、申請者の資力及び信用を確認する書類を添付する必要があります。

(6)　工事施行者の能力

盛土規制法のみなし許可となる場合は、開発行為の目的・用途にかかわらず全て適用となります。**(5)**と同様に、自己居住用や自己業務用の面積 1 ha 未満の場合であっても、工事施行者の能力を確認する書類を添付する必要があります。

(7)　現場での標識掲出

盛土規制法のみなし許可となる場合は、p.84「**第 5 節　1　現場での標識掲出**」に基づき、工事を行う土地の見やすい箇所に、標識を掲出する必要があります。

(8)　変更の許可の申請・軽微な変更の届出

盛土規制法のみなし許可となる工事は、都市計画法の変更許可を受けることで、盛土規制法の変更許可を受けたものとみなされます。(軽微な変更の届出も同様です。)

なお、都市計画法開発許可を受けた工事で、当初はみなし許可とならない場合において、開発行為の設計の変更に伴い、**表 2-48** に該当する宅地造成又は特定盛土等が生じる場合には、都市計画法に基づく手続きのほか、盛土規制法に基づく許可申請をする必要があります。

(9)　定期の報告

盛土規制法のみなし許可となる工事のうち、定期報告が必要な規模のものについては、p.93「**第 5 節　6　定期の報告**」に基づき、定期報告を行う必要があります。

(10)　中間検査の申請

盛土規制法のみなし許可となる工事のうち、中間検査が必要な規模のものについては、p.98「**第 5 節　7　中間検査の申請**」に基づき、中間検査を申請する必要があります。なお、中間検査の申請に当たっては、開発許可申請に係る手数料とは別に、**表 2-38** に示す中間検査申請手数料を納付する必要があります。

第８節　巻末資料（許可申請手続きの様式集）

本節では、第２節から第７節に記載している許可申請手続きに使用する各種様式を収録しています。様式のオリジナルファイル（Word ファイル）は市ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードしてご活用ください。

ＵＲＬ：https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/morido/moridotetuduki.html

1　省令で規定する様式

様式第二　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 117
様式第三　資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事） 119
様式第四　土石の堆積に関する工事の許可申請書 121
様式第五　資金計画書（土石の堆積に関する工事） 123
様式第七　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書 125
様式第八　土石の堆積に関する工事の変更許可申請書 127
様式第九　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書 129
様式第十一　土石の堆積に関する工事の確認申請書 130
様式第十三　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書 131
様式第二十三　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識 132
様式第二十四　土石の堆積に関する工事の標識 133

2　細則で規定する様式

第３号様式　工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状 134
第４号様式　宅地造成等に関する工事の着手届出書 135
第５号様式　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書 126
第６号様式　土石の堆積に関する工事の協議書 138
第７号様式　宅地造成等に関する工事の変更届出書 140
第８号様式　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書 141
第９号様式　土石の堆積に関する工事の変更協議書 144
第 11 号様式　宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書 146
第 12 号様式　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書 147
第 13 号様式　土石の堆積に関する工事の定期報告書 149

3　参考様式

参考様式１　設計者の資格に関する申告書 151

参考様式２　土地所有者等の同意書 152
参考様式３　工事主の資力及び信用・工事施行者の能力に関する申告書 153
参考様式４　宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書 155
参考様式５　暴力団員等に該当しない旨の誓約書 156
参考様式６　役員等報告書 157
参考様式７　周辺住民周知報告書 158

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第１２条第１項 / 第３０条第１項} の規定により、許可を申請します。 年　月　日 （あて先）甲 府 市 長 申請者　氏名	※手数料欄

1	工事主住所氏名（法人役員住所氏名）	（　　）			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	渓流等への該当　有・無			
10 工事の概要	イ　盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ　盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ　盛土又は切土の土量	盛　土	立方メートル		
		切　土	立方メートル		
	ニ　擁壁	番　号	構　造	高　さ	延　長
				メートル	メートル
	ホ　崖面崩壊防止施設	番　号	種　類	高　さ	延　長
				メートル	メートル
	ヘ　排水施設	番　号	種　類	内法寸法	延　長
				センチ メートル	メートル
	ト　崖面の保護の方法				

	チ　崖面以外の地表面の保護の方法	
	リ　工事中の危害防止のための措置	
	ヌ　その他の措置	
	ル　工事着手予定年月日	年　　月　　日
	ヲ　工事完了予定年月日	年　　月　　日
	ワ　工程の概要	
11	その他必要な事項	
12	申請代理人の住所氏名及び連絡先	

※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年　月　日			年　月　日
第　　号			第　　号
係員氏名			係員氏名

〔注意〕
1　※印のある欄は記入しないでください。
2　申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
3　1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
4　2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
5　3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
6　4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
7　8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
8　9欄は、渓流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
9　11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
10　12欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1　収支計画

（単位　千円）

科　　目		金　　額
収入	自己資金 借入金 　○○○ 処分収入 　○○○ 補助負担金 　○○○ ○○○ 計	
支出	用地費 工事費 　整地工事費 　道路工事費 　排水施設工事費 　防災施設工事費 　○○○ 附帯工事費 事務費 借入金利息 ○○○ 計	

2　年度別資金計画書

（単位　千円）

科目	年度	年度	年度		年度	計
支出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息 ○○○ 借入償還金 ○○○ 計					
収入	自己資金 借入金 ○○○ 処分収入 ○○○ 補助負担金 ○○○ ○○○ 計					
借入金の借入先						

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法{第１２条第１項／第３０条第１項}の規定により、許可を申請します。 年　月　日 （あて先）甲府市長 申請者　氏名	※手数料欄

1	工事主住所氏名（法人役員住所氏名）	（　　）	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止のための措置		

	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年　月　日
	ワ 工事完了予定年月日	年　月　日
	カ 工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	申請代理人の住所 氏名及び連絡先	

※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年　月　日			年　月　日
第　号			第　号
係員氏名			係員氏名

〔注意〕
1　※印のある欄は記入しないでください。
2　申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
3　1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
4　3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
5　4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
6　7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
7　8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
8　9欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1　収支計画

（単位　千円）

科　　目		金　　額
収入	自己資金 借入金 　　○○○ 処分収入 　　○○○ 補助負担金 　　○○○ ○○○ 計	
支出	用地費 工事費 　　整地工事費 　　防災施設工事費 　　撤去工事費 　　○○○ 附帯工事費 事務費 借入金利息 ○○○ 計	

2　年度別資金計画書

（単位　千円）

科目	年度	年度	年度		年度	計
支出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息 ○○○ 借入償還金 ○○○ 計					
収入	自己資金 借入金 ○○○ 処分収入 ○○○ 補助負担金 ○○○ ○○○ 計					
借入金の借入先						

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法{第１６条第１項／第３５条第１項}の規定により、変更の許可を申請します。 年　月　日 （あて先）甲府市長 申請者　氏名	※手数料欄

1	工事主住所氏名（法人役員住所氏名）	（　　）			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	渓流等への該当　有・無			
10 工事の概要	イ　盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ　盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ　盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ　擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ　崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
	ヘ　排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				センチ メートル	メートル

	ト　崖面の保護の方法	
	チ　崖面以外の地表面の保護の方法	
	リ　工事中の危害防止のための措置	
	ヌ　その他の措置	
	ル　工事着手予定年月日	年　　月　　日
	ヲ　工事完了予定年月日	年　　月　　日
	ワ　工程の概要	
11　その他必要な事項		
12　変更の理由		
13　許可番号		第　　号
14　申請代理人の住所氏名及び連絡先		

※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年　月　日			年　月　日
第　　号			第　　号
係員氏名			係員氏名

〔注意〕

1　※印のある欄は記入しないでください。
2　申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
3　1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
4　2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
5　3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
6　4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
7　8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
8　9欄は、渓流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
9　11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
10　14欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法{第１６条第１項／第３５条第１項}の規定により、変更の許可を申請します。 年　月　日 （あて先）甲府市長 申請者　氏名	※手数料欄

1	工事主住所氏名（法人役員住所氏名）	（　　）	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止のための措置		

	ル　その他の措置	
	ヲ　工事着手予定年月日	年　　月　　日
	ワ　工事完了予定年月日	年　　月　　日
	カ　工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	変更の理由	
10	許可番号	第　　号
11	申請代理人の住所 氏名及び連絡先	

※受付欄	※決裁欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年　月　日			年　月　日
第　　号			第　　号
係員氏名			係員氏名

〔注意〕
1　※印のある欄は記入しないでください。
2　申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
3　1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
4　3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
5　4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
6　7欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
7　8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。
8　11欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第九

※受　付　欄
年　月　日
第　　号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

工事主　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法{第１７条第１項 / 第３６条第１項}の規定による検査を申請します。

1　工事完了年月日	年　　月　　日
2　許　可　番　号	第　　号
3　許　可　年　月　日	年　　月　　日
4　工事をした土地の所在地及び地番	
5　工事施行者住所氏名	
6　備　　考	
7　申請代理人の住所氏名及び連絡先	

〔注意〕

1　※印のある欄は記入しないでください。

2　工事主又は５欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

3　７欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第十一

※受　付　欄
年　月　日
第　　号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

工事主　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法{第１７条第４項 / 第３６条第４項}の規定による確認を申請します。

1　工事完了年月日	年　　月　　日
2　許可番号	第　　号
3　許可年月日	年　　月　　日
4　工事をした土地の所在地及び地番	
5　工事施行者住所氏名	
6　備考	
7　申請代理人の住所氏名及び連絡先	

〔注意〕

1　※印のある欄は記入しないでください。

2　工事主又は５欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

3　７欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第十三

※受付欄
年　月　日
第　　号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

工事主　住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法{第１８条第１項 / 第３７条第１項}の規定による中間検査を申請します。

1	許可番号		第　　号	
2	許可年月日		年　　月　　日	
3	工事をしている土地の所在地及び地番			
4	工事施行者住所氏名			
5	今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第　　回	
		特定工程		
		特定工程に係る工事終了年月日	年　　月　　日	
6	今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第　　回	第　　回
		特定工程		
		中間検査合格証		
		番　　号	第　　号	第　　号
		交付年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
7	今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第　　回	第　　回
		特定工程		
		特定工程に係る工事終了予定年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
8	備考			
9	申請代理人の住所氏名及び連絡先			

〔注意〕

1　※印のある欄は記入しないでください。

2　工事主又は４欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

3　６及び７欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

4　９欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上

70センチメートル以上

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出 済標識				
1	工事主の住所氏名			見取図
2	許可番号	第　　号		
3	許可又は届出年月日	年　月　日		
4	工事施行者の氏名			
5	現場管理者の氏名			
6	盛土又は切土の高さ	メートル		
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年　月　日		
10	工事完了予定年月日	年　月　日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先			

50センチメートル以上

〔注意〕

1　1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2　2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上

70センチメートル以上

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第　　号	
3	許可又は届出年月日	年　月　日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年　月　日	
10	工事完了予定年月日	年　月　日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

50センチメートル以上

〔注意〕

1　1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2　2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

第３号様式（第４条関係）

工事に使用する土石の採取場所、搬入計画及び土石の性状

採取場所	搬入計画			土石の性状
	予定量（㎥）	最大日量（㎥）	搬入時間	

注１　盛土又は切土をする土地の面積が３，０００㎡以上の場合には、土石の性状の欄に建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成３年建設省令第１９号）別表第一の上欄に掲げる区分を記入すること。なお、法第１５条第１項又は第３４条第１項により協議を行おうとする者については、土石の性状の欄への記入は不要。

２　１の場合において、工事に使用する土石が化学的に性質を改良した土石であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記入すること。

第４号様式（第５条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

工事主　住　所

氏　名

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成等に関する工事の着手届出書

宅地造成等に関する工事に着手したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号（最初に届け出た年月日）	
協議同意年月日及び番号	
土地の所在地及び地番	
工事着手年月日	
工事完了予定年月日	
工事施行者住所及び氏名	
現場管理者氏名及び連絡先	

届出代理人住所氏名	電話番号

注１　工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

２　代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第５号様式（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

協議者　住　所
氏　名
［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第１５条第１項 / 第３４条第１項 の規定により協議します。

1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）			
5	土地の面積	㎡			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土　・　腹付け盛土　・　谷埋め盛土			
9	土地の地形	渓流等への該当　有　・　無			
10 工事の概要	イ　盛土又は切土の高さ	m			
	ロ　盛土又は切土をする土地の面積	㎡			
	ハ　盛土又は切土の土量	盛土	㎥		
		切土	㎥		
	ニ　擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m

	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	へ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				cm	m
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危険防止のための措置				
	ヌ その他の措置				
	ル 工事着手予定年月日	年　月　日			
	ヲ 工事完了予定年月日	年　月　日			
	ワ 工程の概要				
11	その他必要な事項				
12	協議代理者住所氏名	電話番号			

注１　１欄の工事主、２欄の設計者又は３欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

２　１欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。

３　２欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。

４　３欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

５　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

６　８欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと（複数選択可）。

７　９欄は、渓流等（政令第７条第２項第２号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。

８　11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

９　12 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付すること。

第６号様式（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

協議者　住　所
氏　名
［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

土石の堆積に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第１５条第１項 / 第３４条第１項 の規定により協議します。

1	工事主住所氏名	
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）
5	土地の面積	㎡
6	工事の目的	
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	m
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	㎡
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	㎥
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	

	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			m
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危険防止のための措置		
	ル その他の措置		
	ヲ 工事着手予定年月日	年　月　日	
	ワ 工事完了予定年月日	年　月　日	
	カ 工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	協議代理者住所氏名	電話番号	

注１　１欄の工事主、２欄の設計者又は３欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

２　１欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。

３　３欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

４　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

５　７欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

６　８欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

７　９欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付すること。

第７号様式（第９条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

届出者　住　所

氏　名

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成等に関する工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法　第１６条第２項 / 第３５条第２項　の規定により、宅地造成等に関する工事の変更について、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	
協議同意年月日及び番号	
土地の所在地及び地番	
変更事項	
変更内容	

届出代理人住所氏名	電話番号

注１　許可証の写しを添付すること。また、これまでに変更許可申請、変更届出等の手続きを行っている場合は、その許可証、変更届出書等の写しも添付すること。

２　代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第８号様式（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

協議者　住　所
氏　名
［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第１６条第３項において準用する同法第１５条第１項
第３５条第３項において準用する同法第３４条第１項 の規定により、変更協議します。

1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）	
5	土地の面積	㎡	
6	工事着手前の土地利用状況		
7	工事完了後の土地利用		
8	盛土のタイプ	平地盛土　・　腹付け盛土　・　谷埋め盛土	
9	土地の地形	渓流等への該当　有　・　無	
10 工事	イ　盛土又は切土の高さ	m	
	ロ　盛土又は切土をする土地の面積	㎡	
	ハ　盛土又は切土の土量	盛土	㎥
		切土	㎥

	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				cm	m
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危険防止のための措置				
	ヌ その他の措置				
	ル 工事着手予定年月日	年　月　日			
	ヲ 工事完了予定年月日	年　月　日			
	ワ 工程の概要				
11	その他必要な事項				
12	変更の理由				
13	協議同意番号				
14	協議代理者住所氏名	電話番号			

注１　１欄の工事主、２欄の設計者又は３欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

２　１欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。

３　２欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときには氏名の横に○印を付すこと。

４　３欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

５　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

６　８欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。（複数選択可）

７　９欄は、渓流等（政令第７条第２項第２号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。

８　11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

９　14 欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付すること。

第９号様式（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

協議者　住　所
氏　名
［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

土石の堆積に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第１６条第３項において準用する同法第１５条第１項
第３５条第３項において準用する同法第３４条第１項 の規定により、変更協議します。

1	工事主住所氏名	
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）
5	土地の面積	㎡
6	工事の目的	
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	m
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	㎡
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	㎥
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	

	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			m
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危険防止のための措置		
	ル その他の措置		
	ヲ 工事着手予定年月日	年　月　日	
	ワ 工事完了予定年月日	年　月　日	
	カ 工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	変更の理由		
10	協議同意番号		
11	協議代理者住所氏名	電話番号	

注１　１欄の工事主、２欄の設計者又は３欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

２　１欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。

３　３欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

４　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

５　７欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

６　８欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

７　11欄は、代理人が手続きをする場合に記入し、委任状を添付すること。

第１１号様式（第１３条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

届出者　住　所

氏　名

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届出書

宅地造成等に関する工事を（中止・廃止・再開）したいので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号（最初に届け出た年月日）	
協議同意年月日及び番号	
土地の所在地及び地番	
理　　由	
工事進捗状況及び防災措置	

届出代理人住所氏名	電話番号

注　代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第１２号様式（第１５条関係

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

報告者　住　所

氏　名

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第１９条第１項 / 第３８条第１項 の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について、次のとおり報告します。

1	工事主住所氏名				
2	土地の所在地及び地番				
3	許可年月日及び番号	年　月　日　指令第　号			
4	協議同意年月日及び番号	年　月　日　第　号			
5	報告年月日	第１回目	第２回目	第３回目	第４回目
		年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
6	報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
7	報告の時点における盛土又は切土の面積	㎡	㎡	㎡	㎡
8	報告の時点における盛土又は切土の土量	㎥	㎥	㎥	㎥
9	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
10	擁壁の床掘りを完了したときの状況				
11	鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				

12 地下に埋設する集水管、暗渠（きょ）、管渠（きょ）等の配置を完了したときの状況				

届出代理人住所氏名	電話番号

注１　第５回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

２　１欄の工事主が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

３　報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに８欄から 11 欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

４　代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

第１３号様式（第１５条関係）

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

報告者　住　所

氏　名

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

土石の堆積に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第１９条第１項 第３８条第１項 の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について、次のとおり届け出ます。

1	工事主住所氏名				
2	土地の所在地及び地番				
3	許可年月日及び番号	年　月　日　指令第　号			
4	協議同意年月日及び番号	年　月　日　第　号			
5	報告年月日	第１回目	第２回目	第３回目	第４回目
		年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
6	報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
7	報告の時点における土石の堆積の面積	m^2	m^2	m^2	m^2
8	報告の時点における堆積されている土石の土量	m^3	m^3	m^3	m^3
9	前回の報告から新たに堆積された土石の土量又は除却された土石の土量	m^3	m^3	m^3	m^3

10	地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

届出代理人住所氏名	電話番号

注１　第５回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

２　１欄の工事主が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

３　報告の時点における土石の堆積をしている土地及びその付近の状況並びに９欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

４　代理人が手続きをする場合は、委任状を添付すること。

参考様式１

設計者の資格に関する申告書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

住　所

氏　名　　㊞

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

次のとおり申告します。

<table>
<tr><td colspan="2">1　設計者の氏名及び生年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">3　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第２２条の該当号</td><td colspan="4">第（1・2・3・4・5）号</td></tr>
<tr><td colspan="2">4　勤務先の所在地及び名称</td><td colspan="4">電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">5　最終学歴</td><td colspan="4">年　　月　　日　　卒業・中退
学校名　　学科名　　修学年数</td></tr>
<tr><td rowspan="3">6　免許等資格</td><td>名　　称</td><td>一級建築士</td><td>技術士</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td>第　　号</td><td>（　　）部門
第　　号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>取得年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>年　　月　　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">7　土木又は建築の技術に関する実務の経験</td><td colspan="2">会社名又は工事名及び実務の内容</td><td colspan="2">実務に従事した期間</td><td>期間合計</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">年　　月から
年　　月まで（　年　月）</td><td>年
月</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">年　　月から
年　　月まで（　年　月）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">年　　月から
年　　月まで（　年　月）</td><td></td></tr>
</table>

参考様式２

土地所有者等の同意書

年　　月　　日

工事主　住　所

氏　名　　㊞

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

権利者　住　所

氏　名　　㊞

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

私が権利を有する次の土地について、
宅地造成及び特定盛土等規制法（第１２条第１項・第３０条第１項）の規定により
宅地造成等に関する工事を行うことに同意します。
また、工事主が災害の防止に必要な措置を講じない場合は、
同法（第２２条及び第２３条・第４１条及び第４２条）の規定により、
災害の防止に必要な措置を講ずる義務があることを承知します。

土地の所在地及び地番			土地の面積
			㎡
上記の土地の区域内において権利を有する土地の概要			
所在地及び地番	地目の種類	権利の種類	備考

注１　同意書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。
２　「権利の種類」欄には、所有権、地上権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利のいずれかを記入すること。
３　同意者の印鑑登録証明書（法人にあっては、法人の代表者の資格及び印鑑の証明書）を添付すること。

参考様式３

工事主の資力及び信用
工事施行者の能力 に関する申告書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

工　事　主　住　所

工事施行者　氏　名　　㊞

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

資本金 円	主たる取引銀行
創業年月日 年　　月　　日	営業年数 年　　月
営業の沿革（創業時の組織、資本金の変更その他特記事項）	
営業内容（具体的に記入してください。）	

法令による許可等	建設業法	□ 国土交通省大臣 □ 知　　事	許可　　年　　月　　日　第　　号	
	宅地建物取引業者	□ 国土交通省大臣 □ 知　　事	許可　　年　　月　　日　第　　号	

納税額	所得税又は法人税		
	年度	年度	年度
	円	円	円

従業員数	事務職	技術職			労務職			計
		土木	建築	その他				
	人	人	人	人	人	人	人	人

主な役員及び技術者	職名	氏名	年齢	在職年数	資格・免許・学歴その他

宅地造成等に関する工事の実績	工事名	事業主・元請、下請	施行地区	面積	許認可の年月日及び番号	工事完了年月日

注１　工事主と工事施行者が異なる場合は、それぞれにつきこの申告書を作成すること。
　２　該当する□には、レ印を付すこと。
　３　納税額の欄には、この申告の際に提出することができる直前３年の納税証明書に記載されている納税額を記入すること。
　４　工事主が申告する場合には、次に掲げる書類を添付すること。
　⑴　所得税又は法人税の納税証明書
　⑵　宅地建物取引業法による免許証の写し（宅地建物取引業者である場合に限る。）
　５　工事施行者が申告する場合には、次に掲げる書類を添付すること。
　⑴　法人の登記事項証明書（工事主と工事施行者が異なる場合に限る。）
　⑵　建設業法による許可通知書の写し

参考様式４

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

申請者　住　所

氏　名　　㊞

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

私（当法人を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号以下「法」という。）（第１２条第１項・第３０条第１項）に基づく宅地造成等に関する工事の許可申請を行うに当たって、次のことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

工事主、工事主の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（工事主が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるときに限る。）は次の１から４のいずれにも該当しません。

１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

３　法第１２条第１項、第１６条第１項、第３０条第１項又は第３５条第１項の許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条第１項の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

４　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

参考様式５

暴力団員等に該当しない旨の誓約書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

申請者　住　所

氏　名　　㊞

［法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名］

私（当法人を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号。以下「法」という。）（第１２条第１項・第３０条第１項）に基づく宅地造成等に関する工事の許可申請を行うに当たって、次のことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

工事主、工事主の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（工事主が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるときに限る。）は次の１及び２のいずれにも該当しません。

１　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）。

２　暴力団員等がその事業活動を支配する者

参考様式６

役員等報告書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

申請者　住　所

氏　名　　㊞

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

私（当法人を含む。）は、以下の者の情報を警察に提供することを同意します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

役　職	（ふりがな） 氏　名	性別	生 年 月 日	住　所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるときに限る。）

発行済株式の総　　数	株	出資の額	

（ふりがな） 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の数又は出資の金額	本　籍
		割　合	住　所

注１　役員等は、住民票または個人番号カードの写しを添付すること。

参考様式７

周辺住民周知報告書

年　　月　　日

（あて先）甲 府 市 長

工事主　住　所

氏　名　　㊞

［法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名］

宅地造成及び特定盛土等規制法（第１１条・第２９条）の規定により、周辺住民へ工事の内容を周知しましたので、次のとおり報告します。

措置の方法	□ 説明会を開催した □ 工事の内容を記載した書面を住民へ配付した □ 工事を行う土地又は周辺の適当な場所に掲示するとともに、インターネットを利用して住民の閲覧に供した			
説明の内容	日　　時			
	場　　所			
	相手方	名	説明者	名
	説明概要			
	意　　見			
	回　　答			
説明資料	配付したもの	□位置図　□平面図　□立面図　□断面図　□工程表 □その他（　　）		
	提示したもの	□位置図　□平面図　□立面図　□断面図　□工程表 □その他（　　）		

注１　該当する□には、レ印を付すこと。
２　「説明の内容」欄に説明の概要を記入すること。
３　説明会を開催した場合は、議事録及び出席者名簿を添付すること。
４　住民へ書面を配付した場合は、配付した書面を添付すること。
５　掲示とインターネットを利用して周知した場合は、掲示板の写真及びインターネット画面を印刷したものを添付すること。